

## 平成12年9月5日(火曜日)第3回定例会

## 出席議員(22名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	井上勝	議員	21番	那須稔	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

## 欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	22番	遠藤聖作	議員
-----	------	----	-----	------	----

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成12年9月5日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

平成12年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成12年9月5日(火)

第3回定例会

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	当面する環境問題について	ごみ減量化へ向けての各種取り組みについて フローラ・SAGAEのゆずります・あげますコーナーの運営について 二ノ堰の水質調査について	15番 伊 藤 諭	市 長
2	教育問題について	「キレる子」「いじめっ子」防止政策について	9 番 伊 藤 忠 男	教育委員長
3	雨排水対策について	大雨により浸水する地域の排水改善と全市的な雨排水対策の促進について	16番 佐 藤 暘 子	市 長
4	子育てプランの実効ある取り組みについて	ファミリーサポートセンターの設置について 学童保育所の実態に見合った施設の確保について 学校週5日制に伴う指導員の増員や待遇改善について		市 長
5	国土利用の土地利用計画について	第二次計画と目標年次における土地利用の見込みについて	11番 高 橋 勝 文	市 長
6	都市計画の基本姿勢について	都市計画区域の変更について 用途地域の変更について		市 長
7	下釜地区の土地区画整理事業について	事業の進捗状況について 公共施設の設置について		市 長
8	農業問題について	農業用水にかかる経費の一部負担の支援について	8 番 鈴 木 賢 也	市 長

再　　開　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

## 伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 おはようございます。

私は、通告している課題に意見をお寄せいただいた市民と社民党・市民連合の会派を代表し、通告番号1番、当面する環境問題についてを質問いたしますので、市長の誠意ある答弁をお願いするものであります。最初に、ごみ減量化に向けての各種取り組みについてであります。

ごみの減量化については、平成10年4月より、多くの市民の反対や疑問の声を無視して有料化に踏み切りました。この結果、平成10年度のクリーンセンターにおけるごみの処理量は、本市において29.9%減、1市3町では29.3%減という異常とも言うべき数値を示しました。

しかし、これは減量化に対する市民の理解が得られたからというのではなく、有料化の前に駆け込み処理をした住民も多く、その影響もあったものと思われまます。

いずれにしても一時的な減量であったことが、その後の増加傾向が示しています。平成11年度には、本市において11%、1市3町では11.7%も増加しました。また、平成12年度も7月までの前年度対比では1市3町全体で12.1%増加しています。

このような増加傾向のまま推移すれば、平成12年度におけるごみの量は1万6,278トンとなり、平成7年度の1万6,111トンを上回ることになり、さらに平成13年度には1万8,117トンとなり、有料化直前の平成9年度のごみ処理量1万8,546トンとほぼ同じ量になります。たった4年間でもとの状態に戻るようになることが予測されます。

私は、このような状況になることを恐れて、有料化した年の平成10年の12月議会において、有料化後半年にして増加傾向にあることを指摘し、改善策を求めました。それに対して市長は「世帯及び人口の増加もありますので、必ずしも増加傾向が進んでいるとは言えないと考えております」と的外れの答弁をし、減量化に向けた環境問題全体を考える市民意識の向上に努力してきませんでした。

寒河江市の家庭系のごみの1人当たりの1年間の排出量を見ますと、平成9年度には229キログラムであった排出量が、平成10年度には137キログラムと激減しました。しかし、平成11年度を見ますと、151キログラムと14キログラムもふえているのです。平成12年度には7月までの処理量、人口の推移から推計すると230キログラムとなり、平成9年度の229キログラムを上回る排出量になります。

このように、世帯数や人口がふえなくても、1人当たりのごみの排出量がふえることによってごみの総量もふえることを市長も認識してほしいと思います。こうした正しい分析、認識不足が対応をおくらせ、2年4カ月たっても増加傾向がとどまることなく、ふえ続けている最大の原因であります。

私は、有料化の問題に対しては、有料化の前に分別収集を行うこと、そのためには市民のごみに対する意識を変えることが先決であり、地域ごとの座談会、勉強会を繰り返し行い、減量化や分別収集の必要性について理解をしてもらうことが重要であることを訴えてきました。

こうした私たちの考えと同じ考えを持つ多くの市民の声を無視し有料化に踏み切った結果、一時的にはごみは減ったかもしれませんが、有料化後半年足らずでリバウンド現象があらわれ、4年後にはもとの状況に戻るおそれがあるという残念な結果になっているのです。

市長は、こうした深刻なリバウンド現象をどのようにとらえ、今後どのように対応しようとしているのか最初にお伺いします。

こうしたリバウンド現象は、有料化になるからごみを減らそう、金がかかるのでごみを減らそうではだめ

だということを文字どおり示していると思います。

私たちが住んでいる町や村、地球の環境を守るためにごみの減量化が必要なのだという基本的なことをお互いに理解し合い納得した上で、具体的に何ができるのか、何をしなければならないのか、ごみを買わない工夫、ごみを出さない工夫、リサイクルに回す工夫、それをみんなで考えることが重要なことなのです。

その中から分別収集や減量化の具体的方法が生まれ実行することにより、知らず知らずのうちにごみが減ってくる。時間がかかっても、こうした過程を踏むことによって、市民一人ひとりの身につく習慣となり、ごみの総量も減ってくると思うのであります。

こうした努力をしないで有料化に踏み切った結果、半年もたたずにリバウンド現象があらわれ、4年間でもとの状況に戻るおそれがあるという残念な傾向を示していると思います。これは何よりも市民の環境に対する理解とごみ減量化の意識が高まっていないことを示しているものと思います。

地球環境を守ることの重要性、ダイオキシンの恐ろしさなどを繰り返し訴え、環境を守るための一つの方法としての分別収集であり、ごみの減量化であることを理解してもらうことが重要なのであります。このことを市長からもぜひ認識をしてもらいたいと思います。

ごみは今後もふえ続けるでしょう。しかし、市民意識を変える努力に遅いということはありません。お知らせや広報などの文書でなく、地域座談会や市民環境フェア、市民ごみ減量化大会などを開催し、分別収集のやり方、減量化の取り組みに対する意見や声を直接聞き、市民のアイデアを積極的に採用し、市民が減量化に取り組みやすい方法を取り上げる努力が求められていると思います。

こうした市民意識の高揚を図るための地域座談会や市民環境フェア、市民ごみ減量化大会などを積極的に開催すべきと考えますが、市民意識の高揚について市長の前向きな見解をお伺いしたいと思います。

有料化後、家庭ごみが減っている一方で、事業系ごみは全然減っていません。家庭ごみと事業系ごみの比較をしますと、有料化前の平成9年度には家庭系ごみが1万4,559トン、事業系ごみは3,987トンで、約4対1の割合でした。有料化後の平成11年度には家庭系ごみが9,643トン、事業系ごみが4,988トンと約2対1になっています。

このように、事業系ごみの処理量は処理全量に対する割合が高まっていますし、事業系ごみの排出量についても、平成9年度3,987トン、平成10年度4,430トン、平成11年度4,988トンと全然減っていませんし、前年度に対する伸長率についても21.2%、11.1%、12.6%と、ここ3年間平均で15%ずつふえています。平成12年度も7月までで21.6%と驚異的な伸びを示しています。

事業所に対する、ごみ減量化に向けた今まで以上の行政指導が求められていると思います。事業系ごみの現状を踏まえて、事業系ごみの減量化について今後どのような対策を図ろうとしているのかお伺いいたします。

また、平成10年に特定家庭機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が成立し、3年間の準備期間を置いて来年の平成13年4月から施行されます。この家電リサイクル法は、家電製品のうち不用になったテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4種類の家電製品をメーカーや販売店が収集、運搬、再商品化の責任を負うことを明確にしたものであります。

家電製品を製造している企業には、小売業者から機器を引き取り、再商品化を実施する義務を課しています。小売業者には、過去に販売した機器を引き取り製造業者に引き渡す義務があります。消費者は再商品化のための費用を負担するとともに、家電製品をきちんと引き渡さなければなりません。そして、市町村が回収したものは製造業者等に引き渡すことになります。

家電リサイクル法の施行されるという状況を踏まえて、市長は家電製品の回収について具体的な方策をどのように検討しているのか、また、消費者、市民に対するPRについてどのように行おうとしているのかお尋ねします。

次に、フローラ・SAGAEが9月7日オープンを目指して準備がなされているようであります。フローラ・SAGAE全体の運営のあり方については今までも何回か質問を申し上げてきました。これからも問題があれば申し上げていきたいと思いますが、今回は4階に開設されるゆずります・あげますコーナーの運営について質問いたします。

市民それぞれの不用品を持ち寄り、無料で交換したり安い値段で売買できるリサイクルセンターの設置について私たちも要望してきましたし、今もその考えは変わっていません。

しかし、設置場所については市民の集まる場所という発想は理解しますが、せっかくのコーナーが4階では不便で、本当に関心のある人しか訪れないのではないかと思います。せめて1階あたりに置いて、たまたま通りかかった人も見られる場所、見て眺めれば欲しくなる人もいるでしょうし、自分の不用品も出してみようという関心を示す人も多くなると思います。そうした場所を選定すべきであったと思いますが、設置場所について、なぜ4階に設置したのか、市長の見解をお尋ねします。

また、今回開設されるゆずります・あげますコーナーの運営についてであります。

だれがどのようなものを展示するのか、展示品を欲しい場合はどのような手続が必要になるのか、また管理人など人の配置はどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、二ノ堰の水質調査についてお尋ねします。

去る7月13日の読売新聞に、「寒河江市の中心市街地の北側を流れる用水路・二ノ堰で、への字を逆さまにしたような形に体が曲がったウグイが3匹、ほぼ同じ場所で見つかった。県内水面水産試験場などは、原因は今のところ不明だが、同じ場所から複数見つかるのは極めて異常な事態としている」と報道されていました。

また、奇形の原因としては、遺伝、ふ化段階での農薬汚染、水路の段差などが原因で起きた骨折などが考えられるが、検査をしないと特定できないとされています。

二ノ堰については、市長は親水公園をつくったり遊歩道をつくったり、水辺の夜会を開催したり、華やかな取り組みを行っています。

しかし、その水の中で骨の曲がった奇形魚が泳いでいると思うと、ぞっとします。環境問題に関する本によれば、ダイオキシンなど環境ホルモンを摂取し体内に一番蓄積しているのが魚類だそうです。水に溶けにくいダイオキシンなども流れの弱いところは、川底の汚泥に含まれ魚の体内に入る確率が高いと述べられています。

このように、魚は環境の変化に敏感な生物であります。たかが魚と見過ごすことなく、早急に奇形魚の原因を調査する必要があると思います。奇形魚そのものの調査とともに、原因のかなめと言うべき二ノ堰の水質、川底の汚泥などの調査を定期的に行うべきと考えますが、奇形魚発見後どのような調査を行ったのかお伺いし、第1問とさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁いたします。

当面する環境問題についての、ごみ減量の取り組みについての質問がございました。

平成10年度から実施している分別・有料化後のごみ排出の現状とごみの減量化対策についてでございますが、本市のごみ排出量は、御指摘もありましたが、平成9年度に1万3,291トンであったものが、分別・有料化を実施した平成10年度においては9,319トンと約30%減少いたしました。

このうち家庭系ごみについては6,035トンで、約40%の減少となっております。これは市民に、ごみになるものを買わない、つぐらない、もらわないという意識が芽生え、大幅な減量化につながったものと思われる。

平成11年度には1万343トンに伸びておりますが、これは西村山管内でも低い伸び率であり、処理量自体を見ましても、平成4年度の排出量よりも少ないレベルにとどまっております。

御指摘のように、11年度になってごみの排出量は増加しておりますが、人口や世帯数の増加、廃棄物が出やすい製品の開発・販売、頻繁なモデルチェンジなど、ごみの増加する要素が多く、また家庭におけるごみの野焼きが禁止されたことなどを考慮するならば、必ずしも増加傾向が進んでいるとは言えないと考えております。

本市では、これまでごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の設置に対する補助、それから集団資源回収への奨励金交付、不用品のあっせん、フリーマーケットへの支援、リフォーム教室、買い物袋持参運動などを実施しておりますが、これらの施策はそれぞれ市民の中に定着しており、毎年大きな成果を上げているものと思っております。

集団資源回収については、近年の古物市況の下落により継続実施が危ぶまれましたが、子供会育成会や各小学校PTA、各町内会及び資源回収業者の組合の協力を得まして実施方法を変更しながら計画的に行っており、子供たちや地域の方々のリサイクル型社会の実現に向けての意識の高揚を図っているところでございます。

また、本市では、生ごみの減量化を図るため、昨年からは電動生ごみ処理機の設置に対する補助をしており、昨年度は50基に補助金を交付しましたが、ことしは8月末現在で既に70基を超える補助申請を受理しておりますので、ますます減量が促進されるものと思っております。

これからも、ごみに対する情報というものを的確に提供するとともに市民のアイデアなどもお聞きし、理解と協力をいただきながら、さらなるごみの減量化に向けて努力したいと考えております。

次に、ごみに対する市民意識の高揚について申し上げます。

平成10年4月から、ごみ減量化に向けた対策の一つとして分別・有料化を実施したわけでございます。これは市民意識の高揚にも大きな効果を上げたものと思っております。

このことによって排出量に見合った公平な負担がなされるようになり、また市民の関心が高められた結果、減量化に結びついたものと考えております。実際、市民のごみに対する関心は年々高くなっておりまして、他市町と比較しても高い方ではないかと思っております。

ごみの分別にしましても、面倒なことにもかかわらず市民の皆様一人ひとりの御協力のおかげで適正に分別されて出されているようでありますし、ごみ集積所の管理につきましても、それぞれの町会で当番を決めて清潔に保つよう清掃を徹底しているところも数多いようでございます。

また、電動生ごみ処理機の補助申請が増加していることも減量化意識の高まりのあらわれであると思っております。

しかしながら、中にはルールを守らないでゴミを出す人もおりますし、ポイ捨てや不法投棄も依然としてなくなっておりません。場所によってはふえているところもございます。市といたしましては、随時パトロールを実施するとともに、不法投棄防止対策協議会を通じまして地域の方々の協力をいただきながら原状回復に努めておりますが、解決するのはなかなか困難な状況でございます。

不法投棄の解消には、地域の方々からの監視の目が必要でございます。地域の監視を強化していただき不法投棄を許さない環境をつくり上げることが大切であると考えておりますので、今後一層の協力をお願い申し上げたいと思っております。

市街地の花が植栽された街路樹の下など、きれいな場所にはポイ捨てなどもないようでございますので、環境美化に努めることも大切なことと考えておるわけでございます。

また、市民意識の高揚のためには、ゴミの現状を知っていただくということも最も重要であろうかと思っております。これまで生涯学習まちづくり出前講座における学習会には7回ほど出向きまして、ゴミを初め環境問題について説明してまいったところであります。また、各種会議や研修会の席をおかりしまして、リサイクルと減量化について啓蒙してきております。今後とも市民意識高揚に努めてまいりたいと思っております。

また、御案内のように、本年度内にクリーンセンターの新焼却施設も完成いたしますので、実際に施設を見ていただいて、ゴミ減量化や適正な分別の必要性などについて御理解を深めていただきたいと思いますところでございます。

ゴミをめぐる情勢というのは、ますます厳しくなりまして変化していくものと考えております。市といたしましても、市報を初め市発行のゴミ減量化新聞、それからゴミQ&A、その他チラシなどにより、ゴミに関する情報を提供し啓発に努めてまいりますので、御協力をいただきますようお願いしたいと思っております。

それから、事業系のゴミについての御質問がございました。

これについての対応でございますが、事業系ゴミも家庭系ゴミと同様に、平成10年度から分別区分を細分化したことは御案内のとおりでございます。

事業系一般廃棄物の過去5年間の処理量を見ますと、平成7年度には2,573トンであったものが、平成11年度には3,704トンになっており、この間の平均伸び率はおおよそ9.6%でございます。最も高い伸びを示したのは平成9年度で処理量が3,263トンでございまして、平成8年に比べますと、伸び率が16.3%となっております。このうち分別・有料化を開始した平成10年度の伸び率は0.6%と最も低い伸び率となっております。

平成10年度に減少に転じなかった理由としましては、それまで家庭系ゴミにまじっていた事業系ゴミが、きちんと分別され事業系ゴミとして出されるようになったためと考えております。その分、家庭系ゴミの減少率が約40%となってあらわれたものと考えております。

この事業系ゴミの減量化についてでございますが、その方策は家庭系ゴミと何ら変わるものではございません。分別を徹底し、資源となるものは資源回収ルートでリサイクルに回し、ゴミとして出さざるを得ないものを極力少なくすることでございます。これまで行ってきたゴミの排出抑制の啓発は、家庭系に限定したのではなく事業系も含めて啓発してきたものでございます。

事業系ゴミの内容を見ますと、最も多いのが可燃ゴミで、中でも紙ゴミと生ゴミが多いと聞いておまして、これらのごみの中に分別してリサイクルできるものが含まれているようであれば、分別の徹底とリサイクルの促進も引き続き啓発してまいりたいと考えております。

将来的には、市内の事業者団体、例えば商店街組合とか、あるいは飲食業組合とか、あるいは旅館業組合などに対しまして、自主的かつ計画的に事業所別に資源回収が行われるような意識づけなり、あるいはシステムづくりなどを呼びかけて、関係機関とも通してやってみたいとも考えておるところでございます。

なお、クリーンセンターでは、個人的に直接搬入された家庭系ごみや事業系ごみの中から段ボールや雑誌などを分別し、リサイクルに回しております。

次に、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法の施行に向けての準備検討状況についてお尋ねがございました。

この家電リサイクル法は、家庭等から排出される家電廃棄物の発生量が増大し、市町村での処理が困難になってきていることや再生資源の利用が十分に行われていない現状から、有用な資源を多く含み、その回収が資源リサイクルとごみ減量に効果のある家電製品について小売業者や製造業者に一定の責任を持たせ、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を図ろうとするものでございます。

この法律は、これまで行政責任のもとで行われてきたごみ処理を製造事業者等にも責任を負ってもらうという、これまでになかった新たな考え方に基づくものでございます。御案内かと思えます。

具体的には、使用済み家電製品のうち、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目について、その引き取りは小売業者の責務、リサイクルについては製造事業者の責務とし、その費用については消費者が廃棄時に支払うことにより負担することになっておるわけでございます。

それぞれの役割分担が明確にされることにより、また製造事業者の責任の重要性というものを盛り込んだことによりまして、製造事業者に市場での競争を通してリサイクルしやすい製品設計や素材選択を促す考え方をとっているところが画期的なものではないかと思っております。

また、市場メカニズムの中で、使用済み家電製品も資源として有効利用することを目指す新たな仕組みが構築されることにより、市町村に対しても従来の廃棄物適正処理の責任に加え、この法律が円滑に運用されるよう調整役としての役割を与えたものでございます。市民、事業者がそれぞれの役割と責任を確実に果たし、法の趣旨に沿ったリサイクルが推進されるよう努力しなければなりません。

そのため、県内の市町村で組織する山形県特定家庭用機器適正処理推進協議会の中で法施行に向けたさまざまな課題、特に一つとしましては市町村の収集運搬体制及び手数料徴収方法、二つとしましては法制度全般の普及啓発や不法投棄防止対策、三つとしましては家電業界、小売店業界との連携について検討してまいったところでございます。

寒河江地区クリーンセンター管内の考え方としましては、基本的に対象4品目については小売店が指定引き取り場所、この指定引き取り場所というのは製造事業者が設置する施設でございます。山形県内では酒田市、米沢市、山形市に設置の予定でございますが、この引き取り場所に搬入することを考えております。

しかし、不法投棄や直接クリーンセンターに持ち込まれる場合も予想されますので、その場合はクリーンセンターが指定引き取り場所まで運搬する必要があると考えているところでございます。

制度全般の周知徹底につきましては、今後、市報やチラシなどにより広報啓発してまいりたいと考えております。

なお、クリーンセンターにおきましても、制度周知のために広報すると聞いておりますし、県に対してもマスコミを活用し啓発するようお願いしているところでございます。

以上のような考えでありますが、製造事業者の対応がおくれがちで、実施方針や具体的事項が決定されないうちは行政としても検討を進めることができない部分もあり、ほかに解決しなければならない課題も残っているため、対応に苦慮しているところでございます。

末端の小売店にも詳細な情報が流れていないようでございまして、行政側と小売店側との話し合いもこれからでございます。寒河江地区クリーンセンター管内市町間の調整だけでなく、県全体での調整が必要なもののや、村山地域の中で調整が必要な問題も残っております。

いずれにいたしましても、13年4月には家電リサイクル法が施行され、対象4品目について収集システムが変更されるわけでございますので、県からの情報や他地域の対応を見ながら、寒河江地区クリーンセンタ

ー及び西村山広域構成市町間で協議して、市民に対する周知徹底を図り遺漏のないよう進めてまいりたいと思っております。

次に、寒河江市中心市街地活性化センター、愛称フローラ・S A G A Eのゆずります・あげますコーナーの運営についてお答えいたします。

本市では、これまで生活の合理化とごみの減量化を推進するための施策といたしまして不用品登録制度を設けておりまして、家庭の中で全く使われずに眠っている品物や不用となってしまうものを登録していただき、毎月5日号の市報に情報を掲載しながら必要な方にあっせんをしてまいりました。

しかし、この制度では前もって現品を見ることができないことから、希望のものと違う場合があり、不成立となることがありました。

このたび設置するゆずります・あげますコーナーは、現品を見てから申し込むことができるため、不成立になることがないという大きなメリットがあります。

また、不用品として出す方にとっても、搬入搬出が困難なもの、例えばピアノなどはこれまでと同じようにあっせんだけにとどまる場合もございますが、ほとんどの不用品については自宅に保管しておく必要がないため、喜ばれるものと思っております。

展示を希望なされる方には展示申請書を提出いただき、市で展示できるものかできないものかを決定いたします。

また、展示されているものが必要な方は、それが無料の場合は氏名など必要事項を記入の上持ち帰ることができますが、有料の場合は所有者を紹介し、当事者間で詳細を決定していただくこととなります。

このコーナーには専任の管理員は配置いたしません。4階全体の管理のためにシルバー人材センターからインフォメーションセンターに2名が配置されますので、この方々に取り次ぎをお願いすることになっております。

それから、設置場所のことですが、この施設はフローラ・S A G A Eの全体計画の中で当初から設置したいと考えていたものでございます。それぞれの階の配分に当たり、公共施設については4階と決定し、また4階の中においても他の施設と調整し決定したものでございます。活発な利用がなされるよう期待しているところでございます。

また、このコーナーは情報提供の場ともなるものとして考えており、市民の皆様が手軽に廃棄物や環境問題に関する各種情報が得られるようパソコンを設置するとともに、パンフレットや雑誌なども配置する予定であります。

次に、二ノ堰の水質のことについてのお尋ねがございました。

御案内のように、二ノ堰地区においては、平成元年から水環境整備事業に取り組み、親水スペースや水車、水族館、遊歩道などを整備したところであり、人々にゆとりと安らぎを与える快適な親水空間として親しまれ、市民はもとより県内外から多くの人々が訪れております。

また、昨年度には文部省と農林水産省の連携事業でありますところの「あぜ道とせせらぎづくり推進事業」の中で二ノ堰地区として登録され、子供の体験活動、遊びの場として広く全国に紹介されたものでございます。

このような折、御質問にありました新聞報道がなされたもので、新聞には、遺伝によるもの、農薬汚染あるいは水路の構造などが奇形の原因として掲載されたものでありますが、事業実施者である県の調査によりますと、つまり新聞報道にありました県立博物館の学芸員や内水面水産試験場からの聞き取り調査によりますと、遺伝的に問題がある卵は育たないこと、また万一農薬汚染があり奇形になったとしても、大きくなる前に他の動物から食べられてしまい写真にあるような大きさまでは育たないこと、それから二ノ堰の管理者である寒河江土地改良区からの聞き取りによりますと、二ノ堰の水路は角のない自然石を組み合わせたもの

で魚が骨折する構造にはなっていないこと、それから藻が繁茂した際、随時ブルドーザーによる藻刈りを実施していることなどを確認したということでございます。

このようなことから、県では原因として考えられるのは遺伝的なものや農薬によるものではなく、用水路の底の藻を刈り取る際に逃げおくれた魚が巻き込まれて骨折した可能性、つまり用水路の底の藻はブルドーザーで踏みつけ切断していることから、その際に魚が巻き込まれた可能性が高いとしております。

なお、このたびの記事により不安を感じている市民の不安解消と子供が水に触れる水環境の安全性を確認するため、県で昭和堰の頭首工、水族館付近、市役所西側の親水広場の3カ所において水質検査を行ったところであり間もなくその結果が出ますが、市といたしましても、この新聞記事は地域の農産物であるさくらんぼや米等へのイメージダウンにもつながることであり、また子供たちの体験学習を実施している関係者の不安を引き起こすものであることから、この水質検査結果を待って関係者への周知を図る広報活動など対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁ありましたけれども、再質問させていただきたいと思います。

最初、リバウンド現象についてでありますけれども、いろいろな考え方があるというふうに思います。またふえたとはいっても、平成11年度の本市の場合の排出量については、平成4年度の排出量基準だと。そういうことも事実であります。問題は有料化する前までの毎年の伸び率は大体4%台、3%台、そういう低い伸び率で推移をしてきた、こういうことになっているわけでありまして、11年度、12年度の11%という大きな伸びは今まではなかったのではないかというふうに思うんです。

ということで、有料化前の伸び率から比較をすると、11年度はまだ平成4年度ベースだというふうにおっしゃいますけれども、このままの状況で進めば、あっという間に先ほど言ったように平成9年度の1万3,291トンに追いつかれてしまうと、こういうことが言えるのではないかと。寒河江市だけを見ましても、平成14年度には、このまま進めば1万4,300トン、こういうふうな、これはあくまでも推計でありますけれども、平成9年度の排出量を上回ると、こういう状況があるわけですから、このまま放置をすれば大変なことになるのではないかという、ぜひ認識を持っていただきたい。

確かにごみに対する市民の関心は高まっている。それはいい意味、悪い意味という区分はわかりませんが、言えないと思いますが、確かに高まっていることは事実だというふうに思います。そういう意味で、市民は、ごみに対する、分別収集や有料化に対して物を言いたい、改善してもらいたい、こういう意見を持っている方が数多くいるのではないかというふうに思います。

今回、ことしからプラスチック類を新たに分別することになったわけでありまして、その際の説明会、ブロックごとでなくて、当初有料化に踏み切ったときと同じような地域ごとの、もっときめ細かな座談会にしてほしいという要望なんかも出したわけですが、残念ながら大きくりのブロックごとの説明会が開催をされたわけでありまして、集まった方からは多くのいろいろな意見が出されたのではないかと思うんです。これがもっと小規模の座談会ですと、もっと多くの市民からいろいろな意見が出されたのではないかというふうに思うんですね。

市長も市民のアイデアを取り入れながら減量化に努めたいと、こういうふうに答弁されましたけれども、ぜひもっときめ細かな座談会、そういうものをしていただいて、本当に何が市民が今分別収集に苦労しているのか、あるいはこういうことをやってほしいという希望を持っているかということをごつつかんでいただいて、市長がおっしゃるような市民のアイデアを取り入れた行政をぜひやっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

市民の意識が変化した、高揚した、こういうふうに市長はおっしゃっているわけですが、本当に市民意識が高揚したとすれば、先ほど言ったように、市民1人当たりのごみの排出量はそうふえないのではないかというふうに思うんですね。

ところが、実際は1人当たりのごみの排出量は有料化後どんどんとふえているという状況があるわけですね。有料化は一時的なショック療法であって、本当に市民の意識まで変えるということまではいかない、このことを私は訴えたいというふうに思うんですね。本当に市民意識が高揚し変化をしたとすれば、1人当たりのごみの排出量も減ってしかるべきなのだというふうに私は思うんです。1人当たりのごみの排出量、これを減らす工夫、方策、このものを基本的に考えていかないと総量は減らない、こういうふうに言えるのではないかというふうに思います。そういう意味できめ細かな啓蒙、そういうものが必要だというふうに私は考えています。

その啓蒙についても、広報紙やチラシなどの文書だけの広報、啓蒙ではなくて、どうしても文書だけだと一方通行、こういう啓蒙のやり方でありまして、やっぱり双方指向のお互いが話し合える啓蒙のやり方、

そういうものが一番これから重要だ、そのための座談会、座談会になぜこだわるかというのは、そういう意味で啓蒙はしているというけれども、当局としては実施面から見れば一方的な、受け手だけしかない。自分の考えていることを出せない、このことが一生懸命当局は啓蒙している啓蒙していると言いながらも、全体化を、それが市民の身についていない、こういうことになってくるのではないかというふうに思いますし、当局の一方的な思い込みで啓蒙している、こういうことも言えるというふうに思います。

そういう意味で、やっぱりお互いの顔を見合わせての話合い、そういうものがこうした日常のごみの減量化に向けては特に重要だということを理解をしていただきたい。こういう意味で、対応型の啓蒙ですね。これについてやるべきでないかというふうに思いますので、この辺についての考え方を再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

私がいろいろな方から聞いていることはあるわけですが、二、三紹介をしますと、一つはやっぱりプラスチック類が分別収集になったということで、燃やせないごみ、鉄くずとかガラスくず、そういった燃やせないごみが極端に少なくなってきたと、こういう実態なんですね。それが今までの大きな5キロくらい入る従来のごみ袋を今使っているわけでありまして、それが満杯になるまではやっぱり3カ月も半年もかかると、こういう状況があるようであります。そういう意味で、燃やせないごみについては、もっと小さいものでもいいのではないかと、こういう意見が数多く出されています。

それから、資源ごみの回収についても、いろんな子供会や町内会の協力、あるいは団体の協力でやっていると、こういうお話でありましたけれども、小学校は春だけの回収になっていますね。町内会でも年1回というところが数多くあるのではないかと、こういうふうに思います。そういう意味で、資源ごみを集団回収というスローガンは間違っていないというふうに思います。

しかし、実態としてなかなか1年に1回か2回の集団回収だけでは家庭で資源ごみをストックしておく場所がない、そういう悩みを一般の方は多く持っています。

また、私どもも公民館活動なんかやっていると、いろいろな事業をやるたびにごみの山なんですね。事業をやるとごみの処理で頭を痛めているというのが、それぞれのいろんな団体を運営する中での悩みの種です。特に段ボール、そういったものをいつでも搬入できる、資源ごみをいつでも搬入できる場所、そうしたものをぜひ確保してほしいと。家にストックしておくスペースもない、そういうことで、いつでも搬入できる場所を確保してほしいという声が非常に強くあります。

それができないとすれば、新たな場所を確保できないとすれば、クリーンセンターなどに家庭の資源ごみを直接搬入した場合、無料化にできないのか、こういう声も根強くあります。

資源ごみを生かすためには、そうした工夫も必要なのではないかというふうに思います。ぜひ検討をしていただきたいと思ひますし、考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、スーパーなどの前に買い物袋を持参しましょう、そういった張り紙あるいは看板などを設置をすれば、買い物袋を持参して買い物する市民がふえるのではないかと、こういう建設的な意見もございませう。

そうした声に耳をぜひかしてほしいというのが市民の声ではないかというふうに思います。そうした声に対する考え方があればお聞かせいただきたい。そうした声を本当は当局が直接市民から聞ける場所を保障していく、つくっていくということが減量化に向けて今求められているのではないかと、こういうふうに思います。

それから、事業系ごみの減量化についてでございますが、将来、事業所、団体ごとに協議会、そういったもので何とか自主的に減らす工夫を図っていきたくて、こういう答弁でございましたけれども、将来の課題ということではなくて、そうした協議会的なものを早急にぜひつくっていただきたいということをまず御要望申し上げたいというふうに思ひますし、一定以上のごみを排出をしている事業所、一定以上というのはいろいろあると思ひますけれども、そうした事業所というのは当局はわかっているのではないかと、こういうふうに思ひますが、その辺の調査をなさっているのかどうかというふうに、前もこの質問をしたことがあるんです

が、なぜそういうふうに申し上げるかという、そうした一定以上のごみを排出をしている事業所に減量化の計画書を出させる、あるいは分別収集の指導、そういうものを徹底して行う、そういったことや排出量の報告、そういうものを求めていく、こうした指導をやっていく必要があるのではないかと。こうしたことがないと、なかなか事業所のごみが自主的にといても、なかなか減らないのではないかとというふうに思います。

先ほど申しあげましたように、家庭系のごみと事業系のごみが4対1から2対1と、事業所系のごみのウエートが高まっている。しかも全然減っていない。こういう状況から見ますと、全体のごみの量を減らす大きなネックは事業所ごみの減量化なのではないかとというふうに思います。そういう意味で、排出量の調査や減量化計画書などの提出について考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、家庭系ごみと事業系ごみの負担についてアンバランスがあるのではないかとという声もあります。事業系ごみは1トン7,000円から1万円に平成10年度に引き上げられたわけでありましてけれども、1トン3,000円の引き上げだと、こういうふうになります。ところが、家庭系ごみは平成10年度から40円、約5キロ入りの袋だそうですけども、1トン当たりに換算すれば200袋、8,000円の負担、家庭系ごみの場合1トン当たり8,000円の負担というふうになるわけです。

つまり、事業系ごみは3,000円の引き上げしかなかったのが、家庭系ごみは8,000円近い引き上げになったのではないかと、こういう方もおります。せめて半分、4,000円、つまり1袋20円ぐらいがバランスがとれる負担率なのではないかと、こういう意見もございます。ぜひ、こうした家庭系、事業系ごみの費用負担のあり方などについても検討をしていただければありがたいというふうに思います。

それから、家電リサイクル法の関係ですけども、自治体の関与についてちょっとまだ不十分なところがあるのではないかと。理解に不十分なところがある。確かに製造業者の取り組みがおくれておりまして、具体的な方策についてはこれからという部分もあるというふうに思いますが、きょうの新聞にも松下電器が家電引き取りの料金を発表しました。洗濯機が2,400円、テレビが2,700円、エアコンが3,500円、冷蔵庫が4,600円、こういう料金。それと、今、クリーンセンターでやっている粗大ごみの料金のアンバランスということも一方では出てくるわけでありまして、それとの整合性の問題。

それと、自治体が関与する部分については、買いかえる場合は小売業者が古い機器を引き取って、その分の手数料を消費者から徴収をする、こういうシステムになるわけですけども、それ以外、買いかえる以外については従来どおり自治体が収集をして消費者から徴収をする、こういうシステムになるのではないかとというふうに言われております。そういう意味では、なかなか小売業者が特定できなくて、古いものをそのままにして新しいものを買う、交換できない、こういうようなケースが必ず出てくるのではないかと。そういう不用になった家電製品についての引き取りを自治体がやらなければならない、こういうふうになってくるわけでありまして、かなりの部分が自治体で従来どおり回収をする、こういうシステムになってくるのではないかとというふうに思っています。

そういう意味で、来年の4月からですから、どういう制度になるかということをしてできるだけ早く市民に制度のPRをしていただきたいなというふうに思っております。推進協議会があるということもきょう初めてお聞きしましたけれども、ぜひそうした情報なども私どもにお知らせいただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、フローラ・S A G A Eのゆずります・あげますコーナーでありますけれども、とりあえず4階、とりあえずという言い方はあれですけども、当初から4階に考えておったんだ、こういうことですけども、今後は今回のコーナーの運営状況を見て、さらに広い見やすい場所、交換しやすい場所、ぜひ今から探していただいて、そういう場所で交換できる、そういう場所を検討をしていただきたい、こういうふうにお願いをしたいというふうに思います。

二ノ堰の関係については今答弁があって、今水質検査を実施しているということでもありますので、ぜひ結

果がわかれば私ども議会にも御報告をいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

以上申し上げて2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 数多くの2問が出されましたけれども、ごみの問題でございますけれども、意識の高揚というものは、これは必要なものでございまして、市民のごみに対する考え方というものが、そしてまた広くやっぱり地球を汚すな、環境を汚染するなというような考え方をみんなが持ってもらうなくてはならないわけございまして、ごみの回収はやるんですけれども、またごみはなげると、イタチごっこみたいなことを繰り返しては本当に残念な気がするわけでございますけれども、私は、そういう中でもやっぱり意識の高揚ということにつきましては、これは続けてまいらなくてはならないと、このように思っておりますし、また有料化ということも、これもやっぱり自分の出した廃棄物に対しては、それなりの責任、受益者負担の責任というものを持っていかなくてはならないということは私は当然のことだろうと、このように思っております。

また、議員からは広報に当たりましては座談会をたくさん設けなさいと、文書の流しっ放しではだめだというようなお話もございましたけれども、こういうようなことも十分御意見を承って、これまで以上にどの程度できるか大変でございますけれども、やっぱり各種団体なりというものがあるわけでございますので、その辺の各種団体なり、あるいは廃棄物減量推進委員というのがありますので、そういうふうな方々の御協力も得ながらやってみなくてはならないと思っております。

それから、集団回収するまでのストックの場所と、こういうようなことがございましたけれども、いろいろ手を尽くしておるわけでございますけれども、まだ不足するなり、あるいは問題があるかというようなこともわからないわけではございませんけれども、やっぱり現在の状況というものの中で十分考えていただきたいものだなと、こう思っておりますし、それから買い物袋を持参でというようなことは、これだってみんなの自覚のもとに守っていかねばならないと、こういうものでございまして、そのことで幾らかでもごみを減らすということの意識につながってってもらいたいものだなと、このように思っております。

また、先ほど申し上げました事業所から出るところの一般廃棄物の問題と、こんなこともでき得るかどうかですけれども、まず、どの辺からかかっていこうかなと、こう思っている頭を悩ませている段階でございまして、事業所ごとに、事業団体ごとにとということで、そういうシステムなりあるいは意識づけというものができて、みんなが団体に加入している方々が協力してもらえらば、どうなのかなというようなことを考えておるわけでございます。

それから、家電の回収が今後スタートするわけでございますけれども、先ほどの山新の記事なども御紹介あったようでございますけれども、ほかの会社等々が、事業所等がどんな価格で落ちつくのかというようなことがまだわかりませんが、やっぱりこういうことを通しまして事業所の家電の回収というものを進めていく必要があるかと思っております。

また、フローラ・S A G A Eの話でございますけれども、これは当初からいろいろな案を募集した際に担当課の方から出されて、これは最初から公共部門の中に置くと、そして場所としては4階だということでの取り決めが話がありまして、これは議会の方にも提示したことかと思っておりますので、現在の場所におきましてスムーズに円滑に進まれるようにと。そして、廃棄物の回収、リサイクルというようなことにうまく機能していけばよいと、こう思っておるわけでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 事業系のごみの減量化について頭を悩ましていると、事業団体ごとに協力を求めていきたいと、こういう考え方を示されましたけれども、ぜひそういう方向で積極的に推進をしていただきたいというふうに思います。

それに関連してですが、まだ法律が制定をされたというふうには聞いていませんが、建設工事にかかわる資材の再資源化等に関する法律、こういうものが前回の国会に提出をされていますし、食品循環資源の再生利用法、こういう法律も提出をされているというふうに聞いております。そうした食品関係あるいは建設工事関係、こうした関係の事業者に対する一定の、そうした国の方針なども出されておりますので、こうしたこともぜひ参考にしながら事業所の指導、そうしたものもぜひ行っていただきたい。

そのために、やっぱり事業団体でも結構なんですが、事業所は、その事業団体がどれだけのごみを出しているのかという現状調査というか、そのことをきちっと把握をしておかないと、指導した結果がどうなったのかという結果論にも評価面にもつながってこないというふうに思いますので、ぜひそうした排出量の調査、そして減量化に向けての指導、こういうものをあわせてぜひ行っていただいて、全体のごみを減らす、そういう努力をぜひお願いを申し上げながら、ぜひ市民意識の高揚などについても取り組みをさらに強化されることをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

佐竹敬一議長 会議を再開いたします。

## 伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番について、伊藤忠男議員。

〔9番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 私は、緑政会の一員として、また最近青少年の衝撃的犯罪に驚き心配し、寒河江市は大丈夫かと相談に見えられている多くの市民を代表し、通告番号2番、「キレル子」「いじめっ子」防止政策について御提言申し上げ、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

日本全体で最近の青少年は、昔に比べるとはるかにおとなしくなっている状況下のようではありますが、ある日突然キレル子供がおります。そうならないようにどう育てていけばいいのか、大きな社会問題であります。

キレル少年の犯罪が急増し少年刑法犯検挙人員は3年連続で増加し、98年は22万1,410件で、検挙人員における10代の少年は15%を超えている現状であります。

一方、総務庁が5月5日のこどもの日にちなんだ発表した全国の子供の数は、19年連続減少し戦後最低を更新し、2000年4月1日現在における15歳以下の子供の数は、推定で前年より30万人減少の1,858万人であります。総人口に占める子供の割合も前年を0.2ポイント下回る14.7%と戦後最低であります。反面、65歳以上の高齢者の割合は17.1%と前年比0.6ポイント上昇して過去最高を記録するなど、少子高齢化が一段と進んでいる現況であります。

このような状況の中で、1999年の文部省調査発表によりますと、全国の公立小・中・高校の学校内で発生した暴力行為は、前年度より4.7%増加し過去最高の3万1,055件となっております。

キレル、むかつくという言葉に象徴される自己抑制力に欠け、対人関係におけるストレスなどから学校の備品を壊すという事例は、小・中・高校ともに増加傾向にある実態であります。

小・中・高校の内訳件数を見ると、小学校は全体の4.8%の1,509件、対前年比では1.2%の減少で、中学校は全体の78.1%の2万4,246件で対前年比では5.5%増加しております。高校は全体の17.1%で5,300件、対前年比では2.9%の増加となっております。

形態別では生徒同士がトップで全体の48.9%、次が器物損壊が34.5%、対教師が15.7%、その他0.9%となっておりますが、その増加傾向を見ると、対前年比で見ると、対教師への暴力がトップで10.9%、器物損壊が3.3%、生徒同士が3.2%、それぞれ増加傾向を示しております。

校内で暴力行為が発生した学校の総数は全国で5,859校で、約7校に1校で起きていることとなります。

一方、いじめの1999年度の公立学校の件数は全体で3万1,369件で、小学校で全体の30%、9,462件、中学校が全体の61.8%で1万9,383件で、高校では全体の7.6%、2,391件、特殊諸学校は0.4%の133件となっております。対前年比で見ると13.8%減少で、件数では5,027件減少しております。ピークであった1995年と比較すると半減しているとのことであり、これはいじめは絶対に許されない行為という指導が子供たちに広がった結果だと文部省では評価しているようであります。

山形県はどうかと見ると、学校数、生徒数の問題より単純には比較できないが、47都道府県中、暴力行為は154件で少ない方から数えて10番目で、シェアは0.49%であります。いじめは178件で少ない方から数えて11番目で0.56%のシェアとなっております。

青少年による凶悪犯罪が続発しておりますが、我が国の殺人などの暴力犯罪は総数発生率においても過去数十年間一貫して減少しております。特に青少年の減少は、欧米諸国やアジアの主要な国々にはない我が国特有の傾向と見られておりましたが、ここに来て青少年の事件は動機が理解できないだけ衝撃が大きく、市民の心配するところとなっております。

専門家の分析によると、校内暴力やいじめなどの社会病理現象から見た、日本の若者の攻撃の対象は親や教師から学童や弱者に向かう傾向が見られ、量的変動もさることながら、質的变化の原因追求が強く求められる時代ではないかと思われます。

現代の若者を理解するキーワードは、空虚な自己と言われております。少年犯罪は物欲などを背景にした古典的な生活型から遊び型、そして自己確認型へと質的に変化していると言われております。欲望は満たされ、一見すれば何不自由のない若者、しかし人間関係においては希薄であったり、信頼できる仲間、親密な集団やみんなで遊べる場所がない。あったとしても孤立し、深い孤立感を抱いている。目立った非行や前科のない若者が、利害関係のない見知らぬ人を対象に、単なる自己の空虚を埋めるために、あるいは幼児的万能感に支配され力を誇示し確認するための自己確認型犯罪が実行されております。その例が豊川の殺人であり、西鉄高速バス乗っ取り事件だと言われております。

自己確認型、ゲーム感覚犯罪は我が国では1980年代より顕著となり、物質文明と社会と家族の機能不全によって生み出されたと言われております。

今後はさらにインターネットなどの電脳空間によって自己がますます拡散され空虚化され、さらに情報化社会の進展でますます顕著になると予想されるだけに心配されるどころであります。

今の子供の体力は、食事は一体どうなっているのだろうかかと心配になったのは一昨年夏のことであります。寒河江・西村山水泳連盟として全国大会に出場できるレベルの子供、県大会に出場できるレベルの子供ないしは可能性のある子供を指定強化選手に任命し合宿を行っておりますが、夏休み中でもあり市のプールを借用し午後4時から6時まで、その後、子供たちは所属スイミングに夜の部の練習に入ります。

練習を重ね日々が過ぎるたびに泳ぎに迫力がなくなり元気がない。疲れがピークに来ているのかと思ひ練習量を少なくし、泳ぎの欠点を指導中心に切りかえましたが、相変わらず翌日も元気がない。お母さんかお父さんは来ているかと聞いたところ、お母さんが来ているとのことで、お母さんに「食事はどうしていますか」と聞いたら、「夜帰ってきてから自分の好きなものを食べている。ラーメンにスナック菓子にジュースなど。」「練習に来るときは」と聞くと、食べていない。余りにも知識のないのにびっくりし、全員を集めて、練習開始1時間前に必ずお握り1個ないし2個食べてくること、夜家に帰ったら普通家で食べる夕食を完全に食べることに、翌日、子供に食べてきたかと聞いたら、「食べてきました。」「何を」と聞きますと、家での手づくり食事をした人は2割ぐらいであり、ほかは全部インスタントものばかりであります。

お母さん方に聞くと「みんないつもそんなものじゃないですか」と、さも当然のように答えて平然としており、忙しくてとか、どうしたらよいかとか聞く人も一人もいない。今のお母さん方は一体どうなっているんだと、実に情けない気持ちでいっぱいでありました。

しかし、頭にきたとしても、将来を託する大事な子供たちであり、しかも寒河江・西村山水泳連盟が強化指定する、素晴らしい子供たちであります。子供より親の教育だと、日本オリンピック委員会強化スタッフスポーツドクターであり日本体育協会公認スポーツドクター、並びに日本医師会認定健康スポーツ医である新庄市の医学博士齋藤 敏先生に電話したところ、小学生を中心にした食事ないしはカロリー関係であれば子供の将来も考えて、と御紹介をいただいたのが福山市立女子短期大学鈴木雅子教授がよいだろうとのことあります。

鈴木教授は、1980年代、中学校で校内暴力事件が頻発した時期、原因を追求しているうちに、暴力行為を行うのは特定の子供であり、親のしつけあるいは家庭に問題があるとだれもが信じている時期であります。教授は子供の家庭を訪問し、子供の暴力は食事の栄養素のアンバランスから来るものと主張したが、だれ一人として耳を傾けてくれず、以来15年間、子供の食事と粗暴性について研究されている方であります。著書には「その食事ではキレル子になる」、「キレない子に育てる食事メニュー」などがあります。

私は教授に趣旨を述べたところ、「大変な結構であり、うれしい限りであります。20年間、この運動を文

部省や各方面に行い、ようやく文部省も食事と子供のキレる、いじめ、不登校との関係を重視し、具体的方針を打ち出してくれました。しかし、地域で一日も早い行動が何よりも必要なことでもあります」とのこと。「ところで、あなたの住所は」と聞かれ、山形県寒河江市と申し上げたところ、「私の仲間であり一緒に勉強している人が東北でただ一人ですが、その方が寒河江市に住んでおり、その人をお願いしてください」とのこと。教授の最後の言葉は「おいしいさくらんぼ日本一の町で、美しい住みやすいところだそうで、元気な子供、明るいまちづくりに頑張ってください」との一言、感激したところでもあります。

昨年6月、早速、強化指定選手の親子学級を開催、子供は実技、親に対して、スポーツ選手と食事、栄養素について講演を行ったところ、出席した親は98%、母親が9割、父親が1割でした。あいさつにて、皆さんは親としての役割を果たしていない、一体自分の子供をどう思っているんですかとハッパをかけた手前、どうなのかと内心心配しておりましたが、講演が終わってもだれ一人として帰らず、講師への質問攻めであります。親はやはり親であり、自分の子供のことを心配しない親はいない。ただ、知らなかった、知識がなかったこと、どうしてよいかわからなかっただけであります。帰るときに、水連の我々に心から感謝の意と態度を体であらわし、講演会の成功を喜ぶと同時に、寒河江市の親は大丈夫だと思う反面、ほかの大勢の若い母親、父親は一体どうなんだろう、これは寒河江市全体で知識を深めてもらわなければならないと心に強く決めたところでもあります。

1998年1月、注意された中学1年男子がバタフライナイフで女性教師を刺し殺す事件は記憶にあることと存じます。このとき以来、ふだんは目立たない、おとなしい子が何かの拍子に突然暴力を振るう、このような少年たちの衝撃的な報道を「キレる」と新聞、テレビ等のマスコミが表現する言葉となってきております。病名でいえば境界線上人格障害と呼ばれ、一連の障害、すなわち情緒障害、反抗調整障害、行為障害、爆発性性格障害、間欠性爆発性障害、気分の変調症を含めたものだそうでもあります。

カロリー中心のバランスの崩れた食生活が心の不健康を招き、いつもムカムラ、イライラ、腹が立つという状態の子供をつくると言われております。日常生活の中で端的に言って態度や行動でわかるのは、しゃがんでいる、どこの場所でも構わず腰をおろしている、言葉ではむかつく、腹が立つ、頭にくる、うるせえ、などは流行語のようになっておりますが、栄養のバランスを崩している兆候だと言われております。

鈴木教授が食生活といじめについてアンケート調査した、ある市の中学生1,200人の結果だけを申し上げますと、男子の第1位が「腹が立つ」が96%、第2位が「イライラする」が92%、第3位が「すぐカッとする」が88%、女性の第1位が「腹が立つ」が100%、第2位が「イライラする」が97.9%、第3位が「学校に行くのが嫌」91.5%、第4位が「すぐカッとする」のが66%であります。

鈴木教授の一部を抜粋させていただきますと、15年余調査を続けてきましたが、食生活の内容がますます悪くなり、もう対象者の9割余りが問題ある食生活になっています。こういう状態では、どの子供でもきっかけがあれば事件を起こす可能性があります。そして、彼らがうっづんを晴らす相手は物から人へと変わってきております。食生活は豊かになったのに、どうしてと思われるかもしれませんが、豊かなのは量と種類と色とカロリーぐらいです。心に生き生きと働くためには、脳に必要なビタミンやミネラルが十分に与えられなければなりません。もちろん、これらは体全体にも必要ですが、ところが手軽、便利、口においしいなどをモットーとした食生活では、加工食品が食卓の中心になります。食べると、カロリーだけはあっても、ビタミンもミネラルも食物繊維も少ないことになります。つまり、これが現代型栄養失調であります。

文部省も青少年の現実を直視し、食生活の重要性を理解し、具体的の方針を打ち出しております。朝食抜きや栄養の偏りなどの問題が子供たちの忍耐力の欠如につながり、荒れる学校の要因になっているとの指摘もあるとして認め、子供たちに食の専門家が指導する、いわゆる栄養教諭を各学校に置き、授業として取り入れるようであります。

私は、子供より親が先だと思っております。人間にとって食糧とは何か、どのように食べればよいか、

それを知ることであり、食の教育であります。今の親は食糧とは何か、教育を受けずに育ってきております。知らない親が子供に教えられる道理がないし、親に、家庭に求めても不可能だと思っております。

親に頼ってもだめだということは、水泳連盟の講演会の中で肌で強く感じたことであり実証済みであります。だとすれば、将来的には子供たちへの食に対する教育は、学校の授業にて行うものにゆだねるとして、寒河江市として今の若い親に対し食の教育を学校で、地域ぐるみで行う必要性と緊急性を痛感している一人であります。

私の最も強調したい点は、地方分権一括法が4月より施行されました。歴史的な政策の変更であります。分権の基本は地域のことは地域で決めることであり、地方自治体の能力差が鮮明になる時代だと言われております。地域で決めることは、地域の資源をいかに活用するかでもあります。

中央省庁の官僚は、市町村には政策立案能力に欠けるとさえ言っております。しかし、市町村は住民との距離が近い分だけ住民が切実に求めるニーズを把握でき、やる気さえあれば十二分できるということでもあります。そして、行政執行部の皆さんも市民を代表して来ている我々市議員も、世の中の変化を見きわめる先見性が強く求められる時代だということでもあります。そんな中で、特に刻一刻変化している世情の中で、荒波の中で生き抜いている市議員の我々に、市民は一段の先見性と勉強を強く求めると理解している一人でもありますし、強い要望を受けている実態であります。

分権による法定外目的税や教育関係では学校選択制、学校評議員制度の導入、学級編制の権限が市町村の教育委員会への移譲、校長に教員免許を持たない民間人の登用など、大きな変化が起きております。

文部省で、カルシウム不足や脂肪のとり過ぎなどの偏った栄養摂取や朝食抜きでの登校など、子供の食が問題だと、対策を具体的に打ち出しております。

対策を行うにも、まず実態把握であります。当市の実態はどうなっているのか、今後の考え方、そして授業参観、入学式、卒業式などを活用し親への食の教育を行うべきだと思っております。

いずれにしても、判断し決断すべき地方の時代に入っていることを申し上げ、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

第1問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 「キレる子」「いじめっ子」の予防政策についてお答えいたします。

議員が御指摘のように、最近の青少年による殺傷事件や恐喝事件、あるいはバス乗っ取り事件など、未成年者による犯行とは到底考えられないような犯罪が続発しております。

また、一時の感情を爆発的に発散させ、前後の見境もなく暴力行為に至ったり器物を破損するような、いわゆる子供がキレる現象が問題になっているのは御案内のとおりであります

こうした背景には、さまざまな原因が指摘されております。物質的、経済的な繁栄を追求する余り、人間本来の心のあり方をないがしろにしてきたということ、あるいは少子化や核家族化により、人とのかかわりが単純化、間接化、貧困化していること、個人の価値観が多様化する中で社会的な規範意識があいまいになっていることなど、さまざまな要因が複雑に絡み合っているものと思われま

す。教育改革国民会議の第一分科会が、この7月に出しました報告の冒頭にも、日本の教育の荒廃は見過ごせないものがあるとして、その背景を次のように指摘しております。少し長くなりますが、重要な指摘だと考えますので申し上げます。すなわち「物質的な豊かさと半世紀以上も続いた平和があった。日本は世界でも有数の長期の平和と物質的豊かさを誇ることでできる国になったが、その目的に到達するとともに、自身で考える力、苦しみに耐える力、人間社会の必然と明暗を善悪を超えて冷静に正視する力を失った。情報の豊かさは開かれた社会には不可欠なものであるが、同時に、人は情報の波におぼれて、みずからの存在をとどめるべきいかりを失った。経済の発展とともに人間性を伸ばすことは、それほど困難なことだったのだろうか。すべてはまことに皮肉な結果であった。同時に、すべて想像され得る変化でもあった」というのであります。

こうした指摘についてさまざまな御意見もあるかと思いますが、重要なのは、戦後の目覚ましい経済成長の中で、人間にとって何か大切なものを忘れてはこなかったかということを一

人ひとりが真剣に振り返ることではないかと考えるのであります。こうした問題意識が育たなければ、議員が御指摘のように、地方分権が進む中で真に自立して独自性を発揮することにつながらないと考えるものであります。さまざまな議論があるでしょうし、またなければならぬと思うのであります。

このような考えから、例えば市教育委員会が開催する「教育を語る市民の集い」などの運営に当たっては、話題提供者の提言をもとに問題を投げかけ、大人自身のあり方を問いかけるような内容になるよう工夫しているところであります。事実、今年度は反響も大きく、幾つかの学校では当日の内容を紹介して、大人の意識改革に取り組もうとしています。確かな手ごたえを感じると同時に、参会者の御努力に敬意を表するものであります。

ところで、議員が水泳連盟の指導を通し、そこで出会ったお母さん方が子供たちの食事の大切さについて理解が十分でなかったこと、そして強化練習に励む子供たちも安易に糖分をとり過ぎ偏った栄養になっていることなど、議員が失望なさるのも当然であります。

こうした現象は、大人も子供も、経済優先の文明の中で簡単で便利な生活のみを追い求めた結果とも受けとめることができるのであります。彩りも美しく量と種類とカロリーは豊かですが、肝心なビタミンもミネラルも食物繊維も不足し、現代型栄養失調と言われるような貧困な食生活になっているとすれば、まことに皮肉なことであります。

経済の発達によって文明は栄えましたが、それと裏腹に文化が衰退したとも言われております。このような食の問題につきましても人間の心身の成長にかかわる本質的な視点でとらえなければならぬと考える次第であります。

さて、こうした食生活の乱れが児童・生徒の心の状態にも影響し、子供が荒れる要因になっているという指摘があるのは事実であります。文部省も食の乱れによる心の健康問題の深刻化を憂慮し、平成10年6月に食に関する指導の充実について通知を出しております。朝食をとらない子の増加やカルシウム不足、脂肪や糖分のとり過ぎなど栄養の偏りを指摘するとともに、食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつくような実践的な態度を育成すること、学校の自主的判断により学校栄養職員の積極的な協力を得て、担当教諭がチームを組んで指導するなど創意工夫すること、特に給食指導においてはバランスのよい食事の指導とともに、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係や協調性の涵養に留意することなどとなっております。

また、平成10年4月に改訂された教育改革プログラムの中に示されておりますが、文部省では、特別非常勤講師として学校栄養職員はもとより校外の専門家も活用して、健康教育のあり方を実践的、総合的に調査研究しております。

また、最近の報道によりますと、文部省は学校栄養職員の制度を改め栄養教諭として学校に配置し、授業を通して子供たちの乱れた食生活を積極的に改善しようとする具体的な制度改革の検討に入ったということであります。

以上のように、食に関する指導の重要性を認識し制度改革も検討しながら、学校でもさまざまな取り組みが行われているということを御理解いただきたいと存じます。

次に、市内児童・生徒の食事の実態はどうなっているかというお尋ねについて申し上げます。

残念ながら、市教育委員会として市内全校の実態を調査集計したものはございませんが、各学校では食の大切さについて十分認識し、さまざまな実践を行っております。参考までに紹介いたします。柴橋小学校では一昨年の1学期に好きな野菜と苦手な野菜について調査したところ、キャベツ、キュウリ、白菜、レタスなどあっさりした野菜を好み、セロリ、ピーマン、パセリなど特にくせのあるものを苦手とする傾向にあったということであります。また、苦手な理由として注目すべきは食べなれていないということですが、これなどは保護者の努力で十分改善できるものと思われまます。この結果をもとに、学校から保護者へ働きかけや担任の指導によって、1年後の調査では改善が見られたということであります。

今年度は柴橋小学校の栄養職員が、食に対する意識の高揚を図り日常の食生活を改善できる子供の育成をねらいとした研究を計画しており、その成果も期待したいと考えております。

また、南部小学校の最近の保健だよりによれば、いわゆるスポーツドリンクにもかなりの糖分があり、安易に健康飲料と誤解することのないよう注意を促すとか、「朝食は金、昼食は銀、夕食は銅」というような標語を紹介して、朝食をしっかりと食べることの重要性を指導しております。

中学校の例で申し上げますと、陵東中学校は毎年継続して食事や生活に関する保健調査を実施しております。今年度の朝食に関する項目では、532名中29名が「ほとんど食べないか食べない日の方が多い」と答えており、その理由は「食べる時間がない」、「食欲がない」となっております。したがって、食の指導は生活のリズムの指導とも密接にかかわっていることが理解いただけるものと思ひます。

また、一昨年、陵南中学校では、生徒会の保健部の活動の一環として、家庭生活の実態アンケートを行っておりますし、陵西中学校でも、今年度の学校保健委員会で生徒の食生活調査の結果について協議しております。そして、ここでも一部の生徒の食の乱れや清涼飲料の飲み過ぎの実態が明らかになっております。

以上、幾つかの例を申し上げましたが、他の学校においても一般的にこのような傾向にあるものと理解しております。

市教育委員会といたしましては、食と児童・生徒の荒れの関係について今後も十分に注目してまいりたいと存じます。

また、市内全児童・生徒の実態を把握する必要性を感じておりますので、議員が御紹介になった福山市立

女子短期大学の鈴木雅子教授の著書などを参考にさせていただいて、実態を調査するよう計画したいと考えております。

いずれにしても、議員が御指摘のように、食に関する指導は現在の重要な教育課題ととらえております。食は生きるための基本であり、生きる力そのものであります。彩りや口ざわりに惑わされず、大切なものもしっかり食べる知恵と自己管理能力を育てる指導に努めてまいりたいと考えます。

市内全児童・生徒の実態を分析した結果によっては、学校教育と社会教育の両面から検討し、親が自然豊かな寒河江らしい食文化を見直し、自分の子供の食生活や健康について親自身が責任を持つよう意識の高揚を図ってまいりたいと考えます。

ところで、議員が水泳連盟の指導で出会ったお母さん方のような、食の大切さを理解しない保護者が全体のどれくらいの割合になるか判断は難しいものであります。食に関して子供の自己管理能力を育てるとはいつても、やはり親が準備してくれる食事をいただく受け身の存在であります。したがって、親こそ賢くなければならないという御指摘はもっともであります。

しかし、一方で、社会がこれだけ豊かになり、有益なものも有害なものも渾然一体とした社会の中で、賢明な判断で取捨選択に努める人と安易に流されて生きる人では、生活実態に差がついてきたと言われております。子供に与える食事にも保護者の知恵の差があらわれているという現状であろうと思われます。保護者への啓蒙の必要性は各学校も十分理解しており、さきに申し上げたような取り組みとともに、保護者会や学級懇談、学級保健委員会等でも話題に取り上げ理解と協力を求めています。

しかし、正直に申し上げまして、子供の学力については保護者の関心も非常に高いものがありますが、健康や食に関してはやや関心が薄れる傾向にあるのも事実であります。したがって、保護者の研修会や懇談会等の内容にもなお一層工夫改善を凝らし、より魅力的で効果的に実施するよう求めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員が強調されますように、地方分権一括法を初め中央教育審議会の今後の地方教育行政のあり方についての答申など、教育委員会がみずから発想を転換し自律的にそのあり方を判断、決定すべき時代を迎えております。これは大きな変革であり、課題も山積しているのが実情であります。

しかし、考え方によってはまことにやりがいのある、おもしろい時代を迎えたとも言えるのであります。市教育委員会といたしましては、冒頭にも申し上げたように、戦後の教育を真摯に振り返り志を高くして最善の努力をしてまいりたいと存じます。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 大変御丁寧な御回答、ありがとうございました。

私の言わんとするところは、すべて御理解いただいているし、また具体的になされるようですので、大変感謝しております。

ただ、いろいろな学校でも機会をとらえてやっているというふうに今言われたようですけども、もう一つのねらいは、授業参観あるいは入学式、卒業式、この辺で時間をとっていただきたいというねらいがあるわけですけども、体育局長の名で通達あって、食事が問題だと。だから、授業に取り入れなさいと、してほしいという通知を出したけれども、現場の先生方はどういうふうに教えたらいいかわからないと。何ともならないというようなことで、文部省でそういう先生方のために本を発行していると。これも学校で教えるだけでなく、親として子供を教育する、あるいは食事の問題で非常に参考になるものを書いてあるというようなことでありますので、そういう本を配付するような形を、我々親とすれば入学式とか卒業式には必ず行くだらうというふうに思っています。授業参観はしない人もいるのかなと思いますけれども。そういう場でやはりやるべき時代、しなければならない時期ではないかと。そしてまた、教育委員会の考え方で、それができる時代に入ったということを申し上げておりますので、その辺についてちょっと御見解を改めてお聞きしたいなというふうに思っております。

今、教育委員長の中では親にとってもいろいろな人がいるので難しい面もあるなというようなことは判断できるんですけども、卒業式で謝恩会なんか非常に問題にもなっているようですし、せめて入学式あるいは卒業式のときに、そういう10分や15分ぐらいのお話の時間があってもいいのではないかと、またすべきだと。子供の教育に関しては学校で来年からやると決めておるようですから、でも今の親を見ると問題だというふうに思います。その辺の御見解だけちょっとお聞きしておきたいなというふうに思っています。そのためのまた本も出しているわけですから、お願いしたいなと思っています。

それから、これは質問でないですが、8月31日に、私も初めてなんですが、三泉小学校の5・6年生が授業として寒河江川の川下りをして魚とりをやって、魚の食べ方の講習会といいますか、チェリーランドのちょうど下の方から全員、ゴムボートあるいはチューブにぶら下がり寒河江橋を下って、魚道のあるところ、あそこまで全員で川遊びをやりました。

その後、魚とりを教えてくださいというようなことで、もちろんこの前は水が非常に少なかったもので、でも万が一があると悪いというので、私の方の水泳連盟にもありましたので、私も行ってきました。あと漁業組合の方にも連絡が入って、あるいは寒河江建設事務所の河川課の方にも川を使うということで連絡なって、私、初めて水連として万一場合というようなことで連絡ありまして行ってきましたけれども。

私、感心したのは、一つが全員川を下って川と親しんでいる。その中で魚とりを始めました。ところが、魚とりは全くできないんですね。たまたま、この前10名ぐらいの5・6年生の子供と魚とりをやったことがあるんですが、私が500匹ぐらいつかまえたときに、子供10人して3匹きりつかまえられませんでした。私がいつの間にか魚とりのプロになっているんです。私、行きましたら、こういう網を持って、それから子供用の投網もつくってあります。それを持って魚とりをやりました。

ところが、カジカをどうしてもつかまえないんですね、子供は。それを教えてくださいと言われましたので、上の方から下に網を張って川の水を濁しながら石を上げてくれば、カジカは入るよと。おまえたちは、カジカの網をして下の方から石を動かせば魚は下に戻るんだと。濁れば魚は下るんだと。だから、石を下から押せば下に下るから下に張りなさいと。あなた方は網を張って上からするから、上に魚が逃げるんだよと。やってみなさいとやったら、直ちにとれました。なおさら私が魚とりのプロになりましたけれども。その中で、子供たちがいかにしたら魚がどう動くんだという習性を必死になり今度は勉強して、子供たちでやって

おりました。

それと、私、今回、食事の問題で申し上げておりますので、漁業組合の方が全員出まして、アユないしハヤ、それを全部炭焼きいたしました。いわゆる砂に炭を置いて、砂にわきに置いて立てて、新聞紙敷いてやるわけですね。川魚の場合は万が一虫がいると悪いというので、昔からなんです、アユの場合は特になんですが、立てて焼いていますので、つゆがなくなるまで焼くのが基本なんです。一たん新聞紙で熱を逃がさないようにして、それを一回裏返しする。腹から焼いて背をもう一回焼く。口からつゆがなくなれば、おいしく焼けたので食べられるよと。

お母さん方と先生方もびっくりしておったんですが、うちの子供いまだかつて魚を食べたことがないと。まして頭から食わないとだめだというふうに我々が申し上げましたら、子供たちが全員、全員食べました。先生もびっくりする。親がびっくりしているんですね。親も食べたことないんですね。ところが、群集心理もあるんでしょうけれども、全員が食べました。骨も食べないとだめなんだよと。このアユは7月の前にとったアユだから、頭から食べなきゃならないんだと。そしたら、その言われたとおり、子供たちは全部食べました。だれか骨でもつかえるのいるのかなと心配したんですが、だれもいませんでした。

ああやって実際に指導して、そしてみんなで食べさせると、食べたことのない川魚も食べたというので親の方がびっくりしているし、親も食べたことがない。料理はこうやってすればおいしいんだという、それも初めて知ったというようなことで、大変結構な企画だなと思っておったんです。

そのときに余りに子供たちがたくさん川で黄色っぽい浮袋やっていますので、目立ったわけですね。皆さん、おりてきたんです。そしたら、最後に言ったのは、何で三泉小学校だけやって寒河江市の小学校のみんなにさせないんだと。こんな寒河江川があって、こんなにみんな喜んでいて、我々の孫にもさせたいし、私の子供にもさせてもらいたい。何とかそれをお願いできないかというように、私、強い要望を受けておりましたので、三泉はもとは寒河江川の流れにあつたので、川を前にしている学校はそうあるはずないから、やろうということをやっているらしいんですけども、父兄の方もほとんど出ておりましたし、地元挙げて協力しておったようでした。

そんなことで、ああいうものがやはり実際に本で教えるのも一つの方法ですけども、実際にああいう形でやれば、子供たちの将来にも非常にいいんでないのかなということ、寒河江川を利用する方、三泉だけでなく、そういう強い要望を受けておりますので、この辺を御要望申し上げたいと思います。

先ほど申し上げた授業参観、入学式、卒業式での活用についての御見解をお聞きしたいと思います。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 ただいま伊藤議員から、大変具体的な事例を通して貴重な御提言をいただいたというふうに思っております。

1問のお答えでも申し上げましたとおり、寒河江市全体として実態把握等を今まで行っておりませんので、各学校のさまざまな実践はあるわけですが、市全体としてどういうことを実態を把握して、どういうふうな具体的な計画をとっていくかというようなことを今後検討してまいりたいと思いますが、ぜひ議員からおっしゃられましたようなことを参考にしながら、具体的な取り組みに結びつけていくようにやってまいりたいというふうに思っております。

ただ、キレル実態等について非常に食生活と関連性があるというようなこと、鈴木教授の本にもあるわけですが、これは正直私も初めて読ませていただいて非常に参考になったなというふうに思っていますけれども、寒河江市の図書館の方でも購入してしまして貸し出しなんかも行っております。ただ、1冊だけですので、こういったものを、貴重な本等ももっと購入するなど具体的な手だて等もとりながら、あるいはさまざまな学校の集会等で食にかかわる研修が図られるような手だてをとってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時45分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見をもとに順次質問をしておりますので、市長並びに関係当局の誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、雨水の排水対策についてお伺いいたします。

大雨が降ると必ずと言っていいほど用水路や側溝があふれ、道路や周辺の家屋にまで浸水する状況が後を絶ちません。

私は、平成6年12月議会でも、この問題を取り上げて、浸水地域の用排水路と全市的な雨水排水路の整備を進めるべきではないかとお尋ねをいたしました。これに対して市長は、大雨のとき雨水が一定の場所に集中しないように上流での分水を考えてみることに、雨水の排水路となっている農業用水路については二ノ堰側と協議しながら整備検討を進めること、さらに沼川の整備が早期に進むよう努力をしていくと答弁されております。

その後、浸水箇所に対しては局所的な分水等が行われ、従来の浸水箇所は改善されました。しかし、ことし7月14日の集中豪雨により、分水をした下流の方で道路や車庫に浸水するといった状況が起きました。越井坂地内の新山本橋線の周辺は地形的に最も低いところであり、これまでも何度か浸水を繰り返してきたところです。局所的な分水により、これまでの浸水箇所が改善されても、市街地から集まってきた大量の雨水は1カ所に集中するため、排水し切れず側溝のふたのすき間から吹き出すようにあふれ、道路や民家の車庫などに流れ込むのです。

局所的な対処だけでは大雨による浸水を食いとめることはできません。前回の質問から5年以上経過しておりますが、この間の沼川の改修工事の進捗状況はどのようになっているのか。浸水地域の上流部で分水をする考え方はどのようになっているのか。

また、近年、町の様相も大きく変わり、田んぼや農地が宅地化されアパートや住宅が立ち並び、コンクリートやアスファルトで固められてしまいました。保水や貯水の機能を失った市街地の雨水は急速に低地に向かって流れ込み、浸水の被害を起こしているのです。これからも区画整理による宅地化や住宅団地の造成などが予想され、思わぬ被害の出るおそれもあります。寒河江市全体の都市計画に即した雨水排水対策を立てる必要があると思いますが、その計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、通告番号4番、子育てプランの実効ある取り組みについてお伺いいたします。

少子高齢化社会と言われて久しくなりますが、厚生省の調査によれば、1人の女性が一生のうちに産む平均的な子供の数は、昭和30年から40年代にかけては2.0から2.1人台を維持してきましたが、50年代に入って低下を続け、平成5年には過去最低の1.46人となりました。寒河江市の場合でも例外ではなく、多少の変動を繰り返しながらも、緩やかな減少傾向にあります。

この少子化現象にはいろいろな要因が考えられますが、一つには結婚をしない、または晩婚化、もう一つは安心して子供を産み育てられる環境にないことが挙げられると思います。

子供の数が少ないことは社会の安定的な発展にも大きな影響を及ぼすとともに、子供たちの健全な成長を阻害するさまざまな問題が生ずることも指摘されています。

このようなことから、国は平成6年12月にエンゼルプランを作成し、国や地方公共団体、地域、職場など社会全体が積極的に子育てへの支援を行うよう方向づけました。

このような方針を受けて、寒河江市でも平成10年3月に、子供の健やかな育成のための環境づくりを積極

的に支援していくとの趣旨のもとに、寒河江子どもプランを作成しました。

プランの内容は、テーマごとに現状、課題、施策について述べられておりますが、このプランが本当に子供たちの健やかな成長を保障するとともに、安心して子供を産み育てられる環境をつくっていく有効なプランとなることを期待しながら質問をしてみたいと思います。

ファミリーサポートセンターの設置について伺います。

私が、ファミリーサポートセンターという言葉を目にしたのは昨年のことでした。「寒河江市ではファミリーサポートセンターがないの」、市内に住むある女性に尋ねられました。その女性の話によりますと、ファミリーサポートセンターとは行政が窓口となって、子供を見てほしい人と見てあげてもいいという人たちがお互いに登録をしておいて、何らかの理由で子供を見てほしいときにサポートセンターに電話をすれば、見てくれる人を紹介してくれる。依頼をされた人は、自宅で子供を見てあげる。そして、見てくれた人に、1時間 500円から 700円ぐらいの規定料金を払うことになっているとのことでした。

そんな制度があることを聞いていたやさき、今度は別の女性から、「ファミリーサポートセンターのようなものがあれば、子供を預かる仕事をしてみたい」との声を聞きました。

私は早速、県職員の方から資料を送ってもらい調べてみました。パンフレットによりますと、ファミリーサポートセンターとは、仕事と育児が上手に両立できるように支援する仕組みで、地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互い会員になり助け合うグループをつくるといったもので、その手助けを行政がやるというものでした。

ファミリーサポートセンターの業務内容は、会員の募集、登録、その他の業務、相互援助活動のあっせんなど、会員に対する講習会の開催、アドバイザーとサプリーダーとの定期的な情報交換や関係機関との連絡調整、定期的な広報紙の発行などとなっており、サポートセンターの設置や運営については国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の補助をするという内容になっています。

県内においても既に酒田、山形、鶴岡、米沢、村山、天童の六つの市で設置され、利用会員からは大変喜ばれているということでした。

ファミリーサポートセンターの利用例としては、双子の予防接種のつき添い、学校の授業参観のとき下の子を見てもらう、子供の習い事へのつき添いやパートなどの仕事に出るとき、冠婚葬祭に出席するとき、保護者が病気のときや医療機関で受診するとき、自営業の方で学校や保育所が休みのとき、予期せぬ出来事のため子供の面倒を見られないとき、保育所の送迎などがあります。

平成7年の国勢調査によれば寒河江市の核家族世帯は 4,732世帯であり、全世帯の43.6%となっています。その中でも、18歳未満の子供のいる世帯は 1,551世帯となっていて、6歳未満の子供がいる世帯でも約半数の世帯が共働きをしている状況です。また、子育てに専念しているお母さんもいるわけですが、いずれにしても子育て中はちょっと手をかしてほしい、手伝ってくれる人がいればいいなと思うことがしばしばあります。

先ほど述べたような利用ができれば、子育て中の家族にとっては大変助かるのです。子育てに専念している母親にとっても、四六時中子供とつき合っているストレスは大変なものです。たまには子供から解放されて買い物をしたり好きなことをしたいという思いは強いのです。

最近、県内でも密室の中で子供を虐待し死亡させたという痛ましい事件が起きました。ちょっとした息抜きや気分転換でストレスを解消し、子供にも優しく接することができるのです。ハートフルセンターに子供を遊ばせに来ているお母さんたちの中にも、子供を一時預かってくれるところをぜひ欲しいと思っている方が多いのではないのでしょうか。

ファミリーサポートセンターは、机といすと電話1台があれば、どこでもすぐできるのです。寒河江市でも、若いお母さんたちの子育てを支援するために、ぜひ設置を検討してほしいと思いますが、いかがでしょ

うか。

次に、学童保育所の実態に合った施設の確保についてお伺いいたします。

寒河江市には、現在三つの学童保育所があります。南部小学区にあるなかよしクラブは昭和63年に南部地区公民館の二階の一室につくられました。現在、児童数は38名です。平成4年には、中部小学区にわんぱくクラブがつくられました。児童数は54名とのことです。寒小学区には平成10年にきらきらクラブが設立され、現在21名の児童が入所しています。

いずれの学童保育所も、共働きなどで子供の放課後の面倒を見てやれない父母たちが必死の思いで行政に働きかけてでき上がったものです。発足当時は、いずれも学童保育を希望する児童が10名そこそこ少なく、行政も二の足を踏むような状態でしたが、学童保育所の存在が知られるようになると、入所を希望する児童の数は年々ふえてきております。殊に中部小学区のわんぱくクラブは、発足当初の約4倍にもふえているのです。

発足するまでには、行政も父母たちも必死になって場所探しをして何とか設立にこぎつけたのですが、年数が経過し児童の数がふえてくると、施設の老朽化や狭さが深刻な状態になってきております。

中でもわんぱくクラブは民家をお借りし、部屋の間仕切りを取り払って24.5畳の広間として使用しているのですが、24.5畳に54名の児童が放課後を過ごしています。この広さは、児童1人当たり0.45畳で、1畳に2.2人、すなわち2畳に5人の児童が生活をしていることになるのです。天候のよいときは外で遊ぶ子供たちも多く、2畳に5人ということにはならないにしても、雨の日などは戸外に遊びにも出られず、一部屋の中で過ごすこととなります。

私が伺った日も、元気盛りの男の子たちが狭い部屋の中ではしゃぎ回り、邪魔された女の子たちが一斉に抗議の声を上げるなど、騒然とした状態でした。指導員の先生たちが声を枯らして注意していましたが、騒音にかき消されて、その声も届かないような状態でした。

子供たちの人数に対し、施設が老朽化し狭くなっているのです。これでは落ちついて宿題をしたり本を読んだりして、家庭的な雰囲気の中で過ごすことはできません。実態に見合った施設に借りかえるなり、適当な場所を探してプレハブの建物をつくるなど、施設の確保を早急にしなければならぬと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、学校週5日制に伴う指導員の増員や待遇改善についてお伺いいたします。

寒河江市の学童保育所が三つの小学校区にできたことから、昨年、三つの学童保育所をつなぐ寒河江市学童保育連絡協議会が設立されました。この連絡協議会が学童保育所に入っている児童、父母、指導員に対し、2000年2月14日から22日にかけて意識調査を行っています。児童編、父母編、指導員編と三つに分けて、それぞれ違った設問があり興味深い結果が出ております。今回は指導員編から、指導員の待遇についてを取り上げてみたいと思います。

「あなたは指導員の待遇についてどう思いますか。A、今のままでよい。B、改善してほしい」の問いには100%、改善してほしいと答えています。改善してほしい内容については「社会保険の加入を望む」、「10年間働いても社会保険の加入が実現されない指導員のことをもっと考えてほしい」、「このままではこれからの指導員の確保は難しいと思われる」、「パート扱いはやめてほしい」、「日給でなく月給制に」、「平成14年からの学校完全5日制だと土曜日は毎週1日保育になるので、第2・第4は休みをいただきたい」などの意見が出ています。さらに、「あなたは有給休暇をとれますか」の問いには、A、大体とれるが66%、B、ほとんどとれないが17%、C、とりたくともとれないが17%となっており、ほとんどとれないととりたくともとれないを合わせると34%になっています。このように、指導員たちは社会保険の加入や有給休暇がとれる等の待遇改善を求めているのです。

さらに、「完全週5日制を目前にして、学童保育の課題と指導員の対応について」の問いには、「保育

を必要とする子供を受入れ父母が安心して働けるようにしなければならないと思うが、指導員の休日の保障などはどうなるのか気になる」、「保護者不在の日を過ごす子供たちがふえるので、指導員の増員、施設の確保等が必要」、「子供が学童保育で過ごす時間が長くなるので、土曜日の時間の使い方を工夫していきたい」、「家庭の温かさのある学童保育を目指し、子供が安心できる場にしていきたい」、「指導員も最低月1回は週休2日制が必要と思う」、「第2土曜日の閉所とか保護者の方も考えてほしい」、「指導員の勤務体制によっては保育料の値上げも考えなければならなくなると思う」などといった意見が出されています。

このアンケートの結果からも、指導員たちは学校完全5日制の実施による学童保育の役割と必要性がさらに高まることを認識し、保育内容の充実と子供たちが安心して過ごせる学童保育所にしたいと思っているのです。反面、それに見合っただけの指導員がいないため、休日や待遇が保障されていないことに不安を抱き、その改善を願っているのです。

学校週5日制の開始を前に解決しなければならない課題が山積しております。指導員の増員、身分の保障、休日の確保などについて、市長はどのように考えておられるのか見解をお伺いしたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、雨水排水対策の問題でございます。

市街地における大雨時の排水としましては、一級河川の沼川を初め都市下水路や農業用の用排水路、いわゆる三度川とか茨江堰とか内川でございますが、さらには用悪水路や道路側溝により排水している状況でございます。特に、生活に密着した排水路となれば、道路側溝になるかと思っております。

御質問の新山地区、御指摘の場所は市道新山本楯堤防線と市道南町4号線の交差点付近だろうと思っておりますが、この浸水箇所につきましても、排水は沼川に合流するまでは道路側溝となっております。お話がございましたように、6年の12月議会でも同様の質問がございましたので、排水対策についていろいろ検討してきたところでございます。

中でも未流のはけ口となる沼川の整備促進が大きな課題でございましたので、県にも実情を申し上げ要望してまいりました。現在、国道112号の横断部の取り付けの工事は残っていますが、本楯橋から東北ぼんち西側付近までは川幅で約11メートルに改修されましたし、河床も約50センチ程度下がって完成いたしましたところであり、沼川への放流については以前より大幅に改善されたこととなります。

また、雨水が一定箇所に集中しないように、上流で分水して沼川へ放流できないかどうかについても検討してまいりましたが、いずれも放流口となる沼川の河床が高く極めて困難な状況にあることから、できる限り雨水が集中しないようにするため、新山堰と道路側溝の接続地点を数カ所遮断しまして、下流に導水する工事を実施しながら排水対策に努めてきたところでございます。

しかしながら、このたびの浸水の要因としましては、短時間の降雨でしたが、時間当たりの降水量は28ミリメートルと、昭和51年8月6日の集中豪雨以来、二十数年ぶりの記録となり、農業用水路である新山堰には受水面積が約5ヘクタールあるわけでありますが、この新山堰が溢流し地形上最も低いところに集中したため、市道側溝のみ切れなくなったものと思っております。

また、上流における宅地化の進行や道路側溝整備などが進み、到達時間が早まったことも考えられる要因ではなかったのかなと思っております。

このようなことから、当面の排水対策となるわけでございますが、このたびの浸水箇所より沼川までの排水路としては、市道新山本楯堤防線の西側の側溝のみとなっております。地形的な面からも雨水の集まりやすい状況にありますし、一層排水能力を高めるためには、道路の東側の側溝をも利用して沼川へ放流していくというルートについても考慮する必要があると思っております。

計画に当たりましては、沼川の河川管理者でありますところの県との協議も伴ってきますが、地域の実情を踏まえ、本年度において調査を実施して進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、全市的な雨水対策の問題でございます。

自然の恵みである雨水も、局地的な豪雨や断続的に降り続く長雨になりますと、その降雨量が極端に多くなり河川等が増水し災害となりまして、市民生活に甚大な被害を及ぼし取り返しのつかないものになりかねない場合もあるわけでございます。都市が持続的に発展する中で、雨水を速やかに排水し浸水を防ぎ、安全で安心して暮らせる都市環境を形成することが必要であると考えております。

本市におけるこれまでの大きな水害としましては、昭和51年8月6日、8・6水害におきまして、発達した前線による集中豪雨のため市内を貫流する沼川が増水し、住宅の浸水やら農地が冠水するなど、大変な被害をもたらしたところでございます。これを契機といたしまして、沼川バイパスの建設が進められ、平成11年によろやく暫定供用が図られ、速やかに最上川へ排水されるようになり、これまで冠水常襲箇所であった西寒河江、塩水地内等の冠水解消が図られておるわけでございます。

最近では、平成9年6月28日から29日にかけての台風8号のため、総雨量で170ミリメートルに達するところの激しい雨によりまして、市内の陣ヶ峰とかあるいは田代地内の土砂崩れ災害を引き起こし、日田地区や中向地区の水田等が冠水したことは記憶に新しいところでございます。

本市の雨水排水の経路と現状としましては、人口が集中する既成市街地の寒河江、西根、南部地区からの排水経路としましては、中小河川や排水堰、用水堰を経由して、はけ口は最上川になっております。

寒河江地区等の既成市街地のほとんどは主に沼川が本流になっており、その支流となる茨江堰や三度川、また守川を経た横井川が沼川の下流部で合流し、沼川樋門を抜け放流するようになっております。それから、中央工業団地それから緑町、仲谷地、落衣前、柴橋方面からは、沼川バイパスに流れるようになっておるわけでございます。また、西根地区の一部からは農業用排水路の内川に流れ、内川樋門を抜け放流されます。さらに、南部地区の流域といたしましては、川久保排水路や赤沼堰に流れ、赤沼堰樋門を抜け放流されるようになっており、既成市街地からの排水は、大きく分けて4系統になっております。

沼川につきましては現在、市街地内を中小河川改修事業により治水安全度の向上に整備が行われており、河口においては最上川水位の上昇に伴う逆流に備え排水機場が設置されており、内水をポンプで排水できるようになっております。これまでも何回か稼働し浸水の防止に当たってきているところでございます。

沼川バイパスの流域につきましては、緑町地内の排水路からあふれる箇所もありますが、公共下水道の雨水幹線の整備を現在進めており、今年度末には完成する状況にあり解消されるものと考えております。

また、内川の流域につきましては、樋門手前の日田地区の水田などが豪雨時には冠水する状況にあり、その解消策としまして建設省と協議を進めているところでございます。

また、南部地区から排水される赤沼樋門につきましては、樋門の位置が高く、これまで最上川の水位の上昇に対し樋門の遮断経験がなく、排水能力に余裕を持っている状況にございます。

今後の問題といたしまして、今後、土地区画整理事業による下釜、西根木の下地内や土地開発公社が施行する横道地内、また市街地内の民間開発など、市街地整備が計画されております。市街地の進展は、区画整理や宅地開発による宅地化、工業団地の造成、また最近では高速道路も整備されるなど、土地利用形態が急速に大きく変化してきており、これら都市施設の整備に伴い水田や畑などの保水機能を持つ土地が舗装やコンクリートに覆われることにより、雨水の流出速度が速くなり、急激に河川に流れ込むようになってまいっております。市内の将来に向けた都市整備に対する雨水排水対策について検討していかなければならないと考えているところでございます。

また、農地につきましても、水田からさくらんぼ畑にかわったところも多く、雨よけ用のビニールハウスが家屋と同様の雨水流出となることなどもございまして、今後とも市の将来に向けた全般的なまちづくりに整合した雨水排水路等の整備が必要であると考えております。

それらの対策を講じるために現在、本市では雨水排水対策について庁内の関係各課、関係団体による雨水対策検討会を設置しております。現状の把握と都市計画マスタープランに基づいた将来の都市化に伴う雨水の効率的な排除策をまとめるとともに、雨水対策に係る短期、中長期的な整備目標を定め、効率的に整備推進を図るため、寒河江市雨水対策基本構想の策定に当たっているところであり、今年度と来年度の2カ年で策定していきたいと考えております。市民の生命、財産を守り、だれもが安心して暮らせる浸水のない安全なまちづくりに向けて今後とも努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、子育てプランの実効ある取り組みについての御質問にお答え申し上げます。

まずはファミリーサポートセンターでございます。

昨今、青少年による殺傷行為や育児放棄、児童虐待など、子供たちが起こしたり関係したりする事件が多く発生しております。これらの事件の起因には、家庭や地域の子育て機能の低下などが挙げられ指摘されております。一人ひとりの子供を大切にはぐくみ、個性豊かで心たくましい子供の健全な成長を支援することが肝要であり、子育て時期にある親たちばかりでなく地域全体で取り組んでいくべき大きな課題かと思いま

す。

御指摘もありましたが、国は平成6年にエンゼルプラン、今後の子育て支援のための施策の基本方向についてというものを定め、少子化社会に対応した施策の積極的な展開を図ることといたしました。

その後、これまでのエンゼルプランというものを見直し、平成11年12月になりますと、重点施策の具体的実施計画として新エンゼルプランを策定いたしました。この中で、厚生省は、児童福祉の向上を目的とし、就労している男女の育児支援の観点から、多様化する保育需要にこたえられる保育サービスの充実を図ってきておりますし、労働省は仕事と育児両立支援特別援助事業といたしまして育児や家族介護などを行う労働者の職業生活や家庭生活との両立支援の観点から、ファミリーサポートセンター事業というものを創設して育児支援施策の充実を図っておるわけでございます。

本市におきましては、平成9年度に少子化時代における子育て支援社会の形成と21世紀を担う子供たちの健全育成を基本テーマとして、寒河江子どもプランを策定し、これらに基づいて子育て支援に関連する所要の施策を推進しているところでございます。

今年度は保育サービスの充実を初め、市立保育所が地域の子育て支援施設としての役割と機能を果たせるよう、地域に根差した保育所づくりに取り組んでいるところでございます。さらに、保育所に入所していない子供たちや育児に不安を抱えた親に、保育所の持っている機能というものを活用してもらうために、月に1回、園庭開放を実施し保育所をよく理解してもらうとともに、乳幼児の育児にかかわる相談に応じております。地域の方々が保育所を身近に感じ気軽に何でも相談できる施設として認知していただくことが大切であり、園庭開放事業の継続的な実施により、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすことができるものと考えております。

さて、御質問のファミリーサポートセンターについてでございますが、御指摘もありましたが、この制度というものは保育等のサービスを受けたい者、いわゆる依頼会員と、それから提供したい者、協力会員が、あらかじめともに登録しておいて、会員の家庭において保育を実施するものであり、センターはその受委託の橋渡し役などの調整を行うものでございます。

その活動内容としましては、会員同士の保育援助コーディネートを初め、講習会の実施や活動中の事故に備えた保証保険への加入など、会員が安心して保育援助活動を行えるよう支援するものでございます。

本市における短時間保育援助事業としましては、児童養護施設寒河江学園への委託により支援しているところではありますが、一時保育に関する需要の把握や見知らぬ者同士で子供を預けたり預かったりすることに対する当事者の意識など、研究すべき課題もあると考えているところであります。

しかしながら、保護者の子育て環境や子供の生活に応じて、その家庭に合った保育支援の選択肢を広げていくことが必要であると考えておりますので、ファミリーサポートセンターの設置も含め、一時的保育事業の実施について現在種々検討しているところでございます。

次に、学童保育所についてでございます。

本市が他市に先駆けて放課後児童対策事業に取り組んでから十数年になるわけでございます。三つの小学校区に放課後学童クラブができ、今年度は114名の児童を学童保育所で受け入れております。

御案内のように、学童保育所の発足状況を振り返ってみますと、昭和63年度に、南部小学校区の留守家庭の低学年児童を対象に、南部地区公民館の一室を借用して南部地区学童保育所なかよし園として開設されたのが最初でございます。当時、新興住宅地における小学校低学年のかぎっ子対策が急務となっており、児童の健全育成を図るため、1年生5名、2年生4名、3年生1名の児童数10名に指導員1名という体制で発足したものでございました。その後、平成4年度には寒河江中部小学校区にわんぱく園が、平成10年度には寒河江小学校区にきらきらクラブが発足したことは御案内のとおりでございます。

どの学童保育所とも、小学校低学年の児童を持つ保護者が放課後における子供への不安から設置を強く望み、運営委員会をつくり民家等を借用しての開設となったわけでありませう。

開設に当たっては、市としても建物改修費用を援助して、子供たちが自宅に帰ったという雰囲気を持たせるよう改修するなどの支援をしてまいりました。

このため、今でも子供たちは授業が終わり学童保育所に帰ってくると、ただいまと元気な声であいさつし、お帰りと指導員から温かく迎えられ、まさに自分の家に帰ったと同じ環境にあります。発足当時は十数名の児童数であったものが、世帯の核家族化や共働きの増加、学童保育所のよさが認識されるに伴い入所児童が増加し、本年度はなかよしクラブが38名、きらきらクラブが21名、そしてわんぱくクラブが55名となっております。

御質問のわんぱくクラブの施設については、これまでも児童数の増加に際して、建物所有者の了解をいただき、トイレの増設や建物の部分改修などで対応してきたところでございます。

今年度は特に昨年度よりも十数名もふえ、初めて50名を超えたということから、運営委員会では活動内容や現在の施設の使い方を工夫したり、学校施設の利用拡大を図りながら活動されているようでございます。

今後とも利用児童数の増加が見込まれるようであれば、別の施設に移るとか、二つの学童クラブに分離するとか、いずれの方法で対処するにしましても、運営主体であるところの運営委員会の考え方によるべきものと思っておりますが、この事業がより円滑かつ適正に実施されるよう支援してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、学校5日制に伴う指導員等についてでございます。

まず、本市では、これまで学童保育所に対して、児童の健全育成と保護者負担の軽減のため支援してまいりましたが、その指導員については14名の児童数につき指導員1名の配置を基本に、児童数が5名ふえるごとに指導員数を2分の1名ずつ加算することとしております。

また、その指導員の賃金につきましては、第2・4土曜日の学校休業日の開設時間を加味した1カ月の実働時間数に夏休み等の学校休業日における開設時間を加算した1年間の総時間数を算出し、さらに賞与に相当する額を加えて算定しております。

平成11年度における、なかよしクラブ、わんぱくクラブ、きらきらクラブの3クラブに対して支援した総額は940万円となっており、これに対する国県補助金は300万円余りとなっております。国の補助制度では、小学校低学年の1～3年生だけを算出基礎としておりますが、市では入所している児童全員を算出基礎としているほか、施設の借り上げ料等の市の全額援助など市独自のかさ上げを行い、保護者負担が少しでも低く抑えられるよう配慮しているところでございます。

御質問の平成14年度から始まる学校週5日制に伴う指導員の増員と待遇改善についてであります。学校週5日制は土曜日や日曜日を利用して、家庭や地域社会で子供たちが生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など、さまざまな活動や体験をするということを目的として実施することとなっております。このために、学校5日制に伴う学童保育所の支援については、家庭ばかりでなく地域での取り組み、動きというものを見ながら対応すべき課題であると考えております。

なお、指導員の採用や勤務条件等については、すべて運営委員会が決定して行っていることでもあります。市としては関与できないものでありますが、学校5日制の実施に伴って学童保育の開設時間が拡大することになれば、基準額の見直しを検討すべきものと考えております。

また、学童保育所がPTA、児童の保護者、ボランティアなど、地域の方々の協力というものを得ながら運営されるよう支援してまいる考えでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 雨水の排水対策については、今、市長からの御答弁で沼川への排水路を今1本だけになっているところをもう1本ふやして排水したいというようなことを考えておられるようで、その調査を今年度から実施するという前向きの答弁をいただいたこと、大変ありがたく思っております。

昨日も私、側溝から沼川に排水される場所の落ち口といいますか、そこを見てきたんですけども、やっぱり落ち口から水面までの落差が、下までおりてみたわけじゃないんですけども、橋の上から見たところによりますと、1メートルぐらいしかないのかなというような見方をしてきたんですけども、その落差がないということが排水をしづらくしているということもあるのかと思います。

ですから、大雨が降ったときには、のみ込み切れずに溢水をしてしまうということが起きているのではないかなと思うんですけども、やはり浸水箇所を防ぐためには、1本だけの水路ではなくて、そこからまた分離をしてもう一つ排水口をつけるというようなことがぜひ必要だというふうに思います。ですから、これは早急に実施をしてほしいと思いますが、今年度から調査をしていただけたということになりますと、実施ということはいつごろからと考えていらっしゃるのか、その点を伺いたいというふうに思います。

また、市街地が、住宅地が造成されたり駐車場がつくられたりということで、非常に水はけといいますか浸透力がなくなっているということが今大きく問題になっていると思うんです。私たちの周辺を見ても、田んぼだったところとか畑だったところが埋め立てられてアパートになったり駐車場になったりというようなことで、非常に水の走りがよくなっているということで、一時に雨が降ったりすると一時に水が集まってくるという状態になっているというふうに思います。

これからまた下釜地区の区画整理事業とか横道地内の土地開発公社の分譲住宅とか、そういう計画がなされているところでもありますし、やっぱり寒河江市の将来像を構想したところの、そういう雨水排水の対策をぜひやってほしいと思っているところです。

今、庁舎ではそういう、庁内の雨水対策の検討委員会というものをつくって、基本構想を2年にわたってつくる計画をしているというふうなことをお聞きしたわけですが、ぜひそのことは進めていただきたいなというふうに考えているところです。

それから、ファミリーサポートセンターについてですけども、今、県内では、先ほど私が言いましたけれども、6カ所にもう既にファミリーサポートセンターというのができているわけです。最初は会員の数もそんなに多くないというようなことでしたけれども、今、会員の数がどのくらいになっているのかなということで私は調べてみましたけれども、山形市はもう既に450名、酒田市が267名、鶴岡が183名、米沢が163名、村山市が118名、天童市がまだことしの4月から始まったばかりだということで三十数名というようなことだったんですけども、やはり学童保育所と一緒に、こういうものがあるんだということが知れ渡ってきますと、それなりに利用者がふえてくるのだなというふうな感じを受けているところです。

このファミリーサポートセンターは、実際、仕事と子育てを両立させようとしている親たちにとっては大変便利な支援だというふうに思っています。

これは寒河江の方に聞いた話ですけども、寒河江に住んでいらっしゃる方が山形に勤めを持っていただくと。保育所に子供を預けていたんですけども、延長保育を希望しても6時までしか見てもらえない。子供を引き取るために6時まで帰ってくるというのが大変厳しい状況で、延長保育にも頼めないというような状況から住居を山形市に移してしまったと、そういう方もいるというようなことを聞いております。

ですから、働いている方が子供の保育園の延長を頼んでも、それまでに帰れないというような事態がある場合、こういう子育てのサポートセンターをお願いして保育所からの後1時間ぐらい、親が帰るまでの間見てもらおうというようなこととか、それから今問題になっているというか大変だなと思うのは、子供たちが病

気になって、それが回復した後もしばらくは家で過ごさなければいけないというようなこととか、それから保育所なんかに預けた場合でも、熱を出したなどといいますと、親たちに迎えに来てくれというようなことが言われるわけですが、仕事を持っていれば、そうそう仕事をやめて子供たちを迎えに行ったりとか病気の看護をしたりというようなことが大変難しいということもあるわけです。ですから、そういったときには、やはり子育てサポートセンターにお願いをして、1時間とか2時間とか見てもらうというようなこともできるわけですね。

ですから、そういう意味では気軽に、近所の方なんていいますとやっぱり気兼ねをして見てもらわなければならないということになるわけですが、このファミリーサポートセンターは1時間幾らというようなお金を払って見てもらうわけですから、そういう契約をしていけば気兼ねなく見てもらえるというようなこともありますので、これはぜひ子育てそして仕事の両立を支えるためにも考えていただきたいなというふうに思っているところです。

ですから、このサポートセンターも含めた子育て支援の検討をしていくと市長は言っていられましたが、検討していきと言われましてからは、つくるかつくらないかということも視野に入れて検討していくということだというふうに思うんです。

ですから、行政の方ではよくニーズがないからできないというようなことを言われるんですけども、そのニーズがあるかないかということ、やる前からそういうことで後ろ向きな姿勢をするというのではなくて、それではどれぐらいニーズがあるのかというような調査をするという、一歩踏み込んだこともやってみてはどうかと、やる必要があるのではないかとというふうに思います。

これは民間の方が子育てとといいますかサポートするわけですから、行政と違って時間的な余裕とといいますか融通なんかもきくと。例えば夜遅くであっても、地域のサブリーダーのところに、お願いをしたいんですというような電話をすれば、その地域のサブリーダーが会員のところに電話をして預かってくれる人を探してくれるというように、非常に融通がきく制度だというふうに言われております。

そういう点で、ぜひニーズ調査なんかもしてほしいと思うんですけども、そのことについて市長はどのように考えていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思います。

それから、学童保育の問題です。

わんぱくクラブの施設が非常に手狭になっているということについては、平成3年にも私、質問をいたしております。そのとき市長は学童保育所を、実際にわんぱくクラブを見てきたと、施設の割合には子供が多くなって大変な状態だということを市長も見えてきて御存じのはずです。それからもう3年が経過しているわけですね。そのときの市長の答えは「子供たちが伸び伸びと安心して遊び交流できる場となるような学童保育所のあり方について調査検討してまいりたいと考えております」と、このような答弁をされているわけです。あれから3年がたちました。そして、人数も三十数名から今54名というふうにふえているわけです。もうとくに、あれから20名以上もふえているわけですから、あの施設ではもう到底限界だということを市長は重々御承知のはずだというふうに思うんです。

ですから、調査検討してまいりたいという答弁をされているんですけども、その後どのような調査検討をされてきたのですかね。具体的に場所を探すと、でなかったら別なところに新しくプレハブでもつくるといようなことも検討されているのかどうか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

もうこれは早急にしなければならぬ問題でないかと思うんです。1人半畳にも満たないようなところで生活する子供たちのことを考えていただきたいと思うんです。雨の日なんか本当に遊ぶこともできない、八木の巣をつついたようだといいますか、そのような状態の中で子供たちも指導員の方たちも、もう精神的にもイライラしたような状態で1日を過ごさなければならないという状態なんです。それが健全育成を目指す学童保育所のあり方なんでしょうか。お考えをいただきたいと思います。

それから、学校5日制に対する考え方をお尋ねしたんですけれども、指導員の待遇、そういったものは運営委員会の中で決めるのだから運営委員会の方には口出しができないんだというような市長の答弁だったと思いますけれども、もちろん運営の方法については運営委員会の中で検討して決めるわけですけれども、やはり先立つものはお金なんですね。指導員の待遇にしても、また社会保険に加入するかどうかというようなことも、結局はお金なんです。

ですから、運営委員会の方で例えば社会保険に加入できる条件として、1日の労働時間が6時間以上というようなことで子供たちの、ただ見るというだけではなくて、その前段階の準備段階の時間もぜひ必要だということで、1日1時間以上の労働をしなければならぬというような、そういう決まりをした場合、そして、それが社会保険に加入する条件に当てはまって社会保険に加入するんだというふうなことを決めた場合、運営委員会の中でそれを決めた場合、それに対する支援なんかは考えていらっしゃるのかどうか。そういうことも運営委員会だけに任せるというのではなくて、行政の支援というものもぜひ考えてほしいと思うんですが、その点どのように考えていらっしゃるかお尋ねをしたいというふうに思います。

以上で2問、終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず是新山のところの排水の問題でございますけれども、東側の方に排水路を抜かなくてはならないわけでございますが、あの道路からずっと上り斜面になっております。そういうことで沼川の方に上り斜面になっておりますから、大変、どのように側溝を切る場合はどうするかとか、あるいは別なルートで東側の方から入ってくるルートがないかとか、そんなことを考え合わせて今調査しているわけございまして、ですから工事費の問題あるいは地権者とかの絡みはどう出てくるかと、こういうようなこともあわせて考えておるわけでございますから、そう簡単に抜けないからすぐと、こういうわけにはまいらないんでございます。それで調査しているわけです。ですから、工事の着手ということになりますといつごろになるか、もう少し待っていただきたいと、こう思っております。

それから、ファミリーサポートセンターでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、いろいろ一時的保育事業の実施というような中で検討していると、こういうことを申し上げておるわけございまして、現在検討中だと申しておるわけございまして、大変世の中の進歩が激しゅうございまして、いろいろ変わっています。

子供プランというのも10年の6月に策定したわけでございますけれども、この中にはサポートセンターという名称というのは入っておらないんでございまして、ですけれども、少子社会の中で子育て家庭緊急支援というものをどうするかというようなことを考えるならば、やっぱりいろいろな施策というものを取り入れながら支援をしてまいらなくてはならないと、かように思っておるわけございまして、その中でファミリーサポートセンターを核といたしますか中心にしましては、一時保育事業というようなものをどうするかというようなことを現在検討しておりますので、なるべく早く成案を得たいものだなと、こう思っておるわけでございますが、そういうことをやる場合にも何でもすけれども、やっぱり行政が仕掛け人といいますか、実施主体ではないんですけれども、仕掛け人とか、あるいは支援体制ということで持っていかななくてはならないわけございまして、いろいろな施策をスムーズにできるようにと、このように思っておるところでございます。

それから、わんぱくクラブでございますけれども、先ほども申し上げましたように55名体制になっておりますから、24.5畳の中に55名というのは、これは大変な数が過ごしていらっしゃるなど、これは私も思います。

ですから、先ほど申し上げましたように、二つに分けるかとか、あるいは別な広いところにするとかというようことはいろいろ考えなくてはならないと思っておりますけれども、これをするにもやっぱり運営委員会というのがあるわけでございますから、そもそもこの学童保育所というのは運営委員会が主体となって、それに全面的に市が支援・助成をしながらスタートした制度でございまして、その考え方は今でも変わっていないと、このように思っております。

そういうことで、運営委員会がどう状態を考えていくのかというようなことを、やっぱり十分承ってでなければ、そうそうはいけないのじゃないかなと、こう思っております。

それから、もう一つには、運営委員会が雇用しているといいますが、指導員の待遇の問題あるいは社会保険の問題と、こういうものを、これらにつきましてもやはり運営委員会がどういう態度で出るのか、ただ市がどうするかということじゃなくて、運営委員会の対応というのがまずは出てこなくてはならないのじゃないかなと、こう思っております。そういうものを中心にしまして、市がいろいろアドバイスしたり、あるいはどの辺に助成の手を差し伸べることができるかというようなことを考えていかななくてはならないわけございまして、全く市から入っていくというようなことは、ちょっと運営委員会の主体性というものをやっぱり重んじなくてはならないのじゃないかと、このように思っています。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 雨水対策についてはわかりました。よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンターについても、どのような方法がよいかということを検討していくということを書いていらっしゃると思いますので、これもよろしく検討してほしいというふうに思います。

それから、学童保育所については、非常に運営委員会というものが重視されると。運営委員会の意見が重要なんだと。どのように考えているか、そこ次第だということをして市長はおっしゃいましたけれども、運営委員会の方では市連協ができる前、三つのそれぞれの学童の運営委員会では毎年要望書を出しているはずで。わんぱくクラブの方の運営委員会でも、指導員の待遇の改善それから施設の確保といいですか、狭くなったので別なところとか、または建てかえとか、そういうことを要望するという要望書は出しているはずで。これは今まででも何年かにわたって出しているというふうに思いますので、運営委員会としてはそういうかえてもらいたいというような要望は持っているはずで。そのことについてやっぱりことしもまた要望書を出すだろうということを思いますので、十分お考えをいただきたいというふうに思っております。

それから、指導員の体制についても、運営委員会の方の調査結果を見ましてもいろいろと要望が出されておりますので、市側との行政との話し合いというものもぜひ必要だということが調査の中にも出ておりましたので、そういうことを話し合いの場というものを持ちながらやっていただきたいなというふうに考えているところです。

何せ、この学童保育も児童福祉法の改正で法制化はされましたけれども、国からの予算がほとんどないといえますか、非常にスズメの涙ほどの助成の中でそれをやっていかなければならないというようなことで、市町村それから保護者のそういう財政的な負担は非常に大変だというふうに私も感じております。それは思いますが、やはり行政でサポートをやっていく必要があるのではないかと思うわけです。

今、学童に入っている子供たちの中で、なかよしクラブのところでも聞いたんですけども、片親だけの家庭が4家族入っているというようなことをお聞きしております。ですから、そういう家庭は、やはり安心して子供を預かってもらえるところがなければ働きにも出られないわけです。そしてまた保育料も安くなければ、そこに預けることができないというような状態なんです。ですから、そういう家庭のことも考えていただいて、なるべく父母に負担をかけないようなやり方で行政の支援をしていただきたいというふうに思います。

そして、やはり国や県に対して、学童保育所に対する支援を、補助金をもっと引き上げてくれるような要望も行政側からも出していただきたいということをお願いしたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

## 高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番、7番について、11番高橋勝文議員。

〔11番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 緑政会の一員として、また市民が広く関心を寄せている事項につきまして、通告に従い順次質問をいたしますので、市長の前向きな御答弁をお願いいたします。

通告番号5番、寒河江市における国土利用計画について。

第2次計画と目標年次、平成12年度における見込みにつきましてお尋ねをいたします。

国土利用計画の市町村計画策定は、当市においても第1次は昭和56年3月19日の議会の議決を受け、平成2年を目標年次として計画が策定され、第2次におきましても平成2年6月15日、議会の議決を受け基準年次を昭和63年度として、10年後の平成12年を目標年次として計画が策定されてまいりましたが、最終年次となる本年におきまして、目標と比較してどのような土地利用の内容になるかをお伺いいたします。

本市の行政区域は139.08キロ平米であります。土地利用の特徴として、美しく豊かな自然を生かすということがあります。海拔約100メートルから葉山高原牧場の850メートル、標高差約750メートルと多種多様な自然と空間、この豊かな自然を良好にし次の世代に継承していくことが非常に重要なこととあります。

2000年のスタートの年であります。本年度において、今後10年間を見通した土地利用計画が策定されると聞いておりますが、市長としてどのような基本方針で臨まれるのか、御所見をお伺いいたします。

通告番号6、都市計画の基本姿勢につきましてお尋ねいたします。

都市計画区域の変更についてお伺いをいたします。

平成12年度の市長の市政要旨の中で土地計画の拡大に取り組むこととされております。その理由として、近年の市街化区域の拡大にこたえ魅力ある市街地を形成するためとありますが、どのような視点から区域拡大のエリアを定めるのか。そして、いつごろ公告するのか。さらに、面積としてどのくらいに拡大されるかをお伺いいたします。

用途地域の変更についてであります。都市計画区域の拡大とあわせまして用途区域の変更も計画されているようですが、どの程度の規模で地域名を見直し変更するのかをお伺いいたします。

通告番号7番、西根下釜地区の土地区画整理事業につきましてお尋ねをいたします。

事業取り組みにおきましての進捗状況につきましてお尋ねをいたします。

西根下釜地区の地権者の方々の強い要望もありまして、かつ市当局におきましても将来のまちづくり、そして都市計画道路342号島落衣線の早期実現のため取り組んでおります土地区画整理事業であります。当初、約21ヘクタールから、平成13年度、県に対する重要事業要望書におきましては、過般、市長より行政報告であったように、26.8ヘクタールの面積として計画されているようであります。

平成12年度当初予算におきましては委託料として400万円を計上しております。聞くところによれば、国営かん排水事業、さらには農振除外ということで、関係機関や諸団体と協議をしているというようなことが現状だと思います。よって、区画整理事業の区域につきまして現在どのような状況になっているのか、また業務委託につきましてどのようになっているのかお伺いをいたします。

公共施設の設置につきましてお尋ねをいたします。

第4次寒河江市振興計画のための市民アンケート調査報告書のまちづくりの方向の中で、今後力を入れるべき施策の生活環境について、20代の方々に特徴として見られます公営住宅の建設についての要望が高い傾向にあります。

現在、当市におきましても、市営住宅として若者向けとして2カ所あります。応募が非常に多い実態であ

ります。また、市街地における人口の空洞化現象も近年目立っておりますので、西根下釜地域の土地区画整理事業のエリア内に市営住宅の新設をしてみたいかと思っております。市長の考え方をお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは第2次計画と、その目標年次におきますところの土地利用の見込みでございます。

国土利用計画は国土利用計画法に基づく計画でございます。この法律の基本理念というものは、国土が国民のための限られた資源であり、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤であることから、国土の利用については公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ地域の特性に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることとしております。

御案内のように、国土利用計画というのは国が定める全国計画、それから都道府県が定めることができる都道府県計画、そして市町村が定めることができる市町村計画があるわけでございます。

本市におきましても、この法律に基づきまして国土利用計画寒河江市計画を策定しておるわけでございます。第1次計画は御指摘のように昭和56年3月に、現在の第2次計画は平成2年6月に策定いたしまして、平成3年から平成12年まで今年度までの10カ年を計画期間といたしておるわけでございます。

それで、最終年度であるところの本年、12年度において、平成2年度に策定した国土利用計画の規模の目標に対し、その見込みはどうかという質問になったわけでございますが、計画は土地の利用区分ごと、農用地、道路、宅地等に区分し、それぞれの目標の面積を定めておるわけでございます。

農用地について申し上げますと、目標は3,241ヘクタールでございました。これに対し、平成8年の県の農林水産統計によりますと、耕地面積は3,100ヘクタールでございます。目標より141ヘクタールほど少ないところでありますが、平成9年の県の農業基本調査の中の耕作放棄地面積は103ヘクタールでございます。耕作面積に放棄面積を加えると農用地は3,203ヘクタールとなり、目標面積より38ヘクタール少ないのが現状でございます。

それから、宅地について比較いたしますと、平成12年の目標数値が892ヘクタールでございました。平成11年1月1日現在の本市の統計によりますと913ヘクタールとなっております。目標値に対しては21ヘクタールの増となっております。

農用地については目標面積に対し3%ほどの未達成で、面積そのものはほぼ目標に達していると思っておりますが、問題なのは耕作放棄地面積が103ヘクタールあり、その活用が当面の重要課題だと、このように認識しておるところでございます。

宅地については今申し上げましたように、目標面積を2%ほど上回っておりますが、これも目標に近い数字と認識しております。

次に、第3次の寒河江市の基本土地利用計画という考え方についてでございますが、現在、平成13年度からの10年間を見通した第3次の計画の策定作業を行っております。現在の作業内容といたしましては、本年度当初予算に国土利用計画寒河江市計画策定業務として200万円を計上いたしまして、財団法人山形県都市整備協会に計画策定を委託し進めているところでございます。

また、一方、現在進められている都市計画関連の見直し作業とも関連しますので、昨年6月には国土利用計画及び都市計画区域及び用途地域の変更について検討すべく、寒河江市土地利用計画策定検討委員会というものを設置しまして、さらにその中に専門委員会というものを設け検討いたしておる状況でございます。

検討に当たりましては住民の意向も把握しなければならないとして、本年3月に16歳以上の市民1,000人を対象にアンケート調査を実施しているところでございます。また、本議会に提案している一般会計の補正予算に計上している景観形成費についても、土地利用等について市内5カ所において地域景観フォーラムを実施しようとしているものでございます。

これらのことを踏まえるとともに、新計画を策定するに当たっては、環境美化基本方針をも踏まえ、本市の豊かな自然、美しい景観や貴重な文化遺産を守りながらも、21世紀に向けた望ましい都市環境の形成を基本的な考えとして進めているところでございます。

また、先ほど申し上げました利用区分ごとの目標数値のほかに、例えば景観シンボルゾーンであるとか歴史保全ゾーンといったような、従来の計画にない新しい視点をも盛り込んだ計画としたいと考えておるところでございます。

次に、質問がございましたのが都市計画区域の変更でございます。

その一つは区域拡大のエリアの問題でございます。お答えいたします。

都市計画は、都市の発展動向を計画的に誘導することにより、秩序ある市街地の形成を促進し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的とし、土地の合理的な利用を図り、まちづくり計画を効果的に実現するためのものであることは御案内のことかと思えます。

今後の本市のあるべき将来像というものを都市計画の立場から描いた都市計画マスタープランを平成9年度に策定いたしまして、都市計画の決定、変更の指針としているところでございますが、これに基づき21世紀に向けた広域的な視点に立ち、さらなる発展を図るため、市の都市計画事業を推進してまいりたいと考えておるわけでございます。

本市の都市計画区域についてでございますが、昭和25年7月に旧寒河江町西根村の全域を設定したのが最初でございます。以後、昭和43年と昭和48年に変更を行いまして、現在は寒河江地区、西根地区、南部地区、そして柴橋地区の一部、面積としましては2,101ヘクタールのエリアを都市計画区域として決定しております。

ここ数年来、御案内のように高速道路の開通、それから国道・県道のバイパスや幹線市道の整備、全市下水道計画の実施に向けた特定環境保全公共下水道事業の着手などによりまして都市環境が大きく変わり、日常生活を営む上での社会資本整備や居住環境への市民のニーズも多様化してきております。このような社会の変化への対応と広域的な視点に立ち、平成11年度より都市計画区域と用途地域の見直し作業を行っているところでございます。

御質問の区域拡大を行うに際しての視点であります。市内全域の土地の利用状況、それから地形等の自然的条件、さらに日常の生活圈、主要な道路、経済的・社会的な一体性などというものを総合的に検討いたしておるところでございます。

それを具体的に申し上げますと、現都市計画区域外の周辺集落は、これまで各集落ごとに住宅が形成されておりましたが、現在では住宅等の建築が進み、現都市計画区域に連担してつながりつつあること、また国道112号白岩バイパス、国道287号、国道458号、金谷バイパスなど、ほぼ全域にわたり主要幹線道路が整備されてきていること、さらに中小規模の民間開発による宅地分譲が行われ、三泉地区の特定環境保全公共下水道による整備も着手されるなど、周辺集落の土地利用は現都市計画区域と一体の都市として形成されてきている状況にあります。

このような現況を踏まえ、周辺集落に対しても、今後、都市計画の推進と都市計画による規制誘導を図り、開発許可制度による良好な宅地開発と建築確認申請による防災に配慮した快適な住環境の整備を行い、秩序ある適正な土地利用を図っていくことが必要であると考えております。

また、山形県の新総合発展計画の中で村山地域を山形県の中核的都市圏域と位置づけ、将来、高次的な都市機能の集積とネットワークの形成を図っていくことになっており、本市がその一角を担う位置にあり、都市間の連携強化が重要になってまいります。また、山形広域圏、西村山地区の河北町、西川町、大江町では、本市の行政界まで都市計画区域になっております。このようなことから、隣接する市町行政界まで本市都市計画区域を拡大し、広域的な視点に立った都市づくりを実施していくことが必要と考えております。

以上のことから、都市計画区域の拡大につきましては、市内の山間部を除く平場全域を拡大対象に考えているところであります。この素案につきましては、具体的にできた段階で市民の方々に御説明を申し上げ、御意見をお聞きする機会を設けてまいりたいと考えております。

それから、公告の時期についてのお尋ねがございました。

区域の変更については県が指定することになっており、現在、県とも事前協議を進めているところでありますが、現在考えている作業スケジュールで申し上げますと、平成14年1月ごろに市の都市計画審議会に付議するとともに、全県の土地利用とその形態を定めた国土法に基づく県の土地利用基本計画の都市地域の変更も伴いますので、平成14年2月の県国土利用計画地方審議会に諮り、その後、同年3月の県都市計画審議会からの意見聴取などを経た上で、同年4月には県が公告する予定になろうかと存じます。

それから、面積がどのように拡大になるのかと御質問がございました。

市内の山間部を除く平場全域を都市計画区域に考えているところでありますが、具体的には幸生・田代地区を除く周辺集落すべての可住地を拡大対象としております。今後、区域界について、地形、地物、また字界などにより区域取りを行ってまいります。おおむね拡大する面積としましては約3,000ヘクタールを想定しており、現都市計画区域と合わせると約5,000ヘクタールになるものと考えております。

次に、用途地域の変更についてのお尋ねがございました。

昭和40年3月に当時の西の町十字路を中心とする市街地周辺を商業地域、住居地域、準工業地域、工業地域、合計458ヘクタールを決定いたしました。その後、昭和48年9月には、現在、新市街地となっている仲谷地、落衣前、塩水地区と中央工業団地エリアと南部地区の一部を編入した768ヘクタールに拡大しております。

その後、5回の同面積における微細な変更を行い、平成7年4月の最終変更では、住環境の保護と市街地形態の多様化への対応を目的とした都市計画法及び建築基準法の改正によるところの新用途地域制度に伴いまして、用途種類を従来の8種類から12種類に変更いたしまして、面積767ヘクタールを指定しているところでございます。

本市の人口動態の推移でもわかりますように、市の定住人口も県内市町村では減少傾向が多い中、本市は着実に人口の伸びを示しており、活力ある自治体として認められ、活力ある市として発展しており、これまでの市の施策の成果のあらわれであると考えております。

このたびの用途地域の変更の基本的な考え方として、向こう10年後の都市づくりを計画する中で定住人口の伸びを推計するとともに、今後少子高齢化の方向にあります。さらに市の魅力と住みよい環境を整え、県内からの転入はもちろんであります。県外からのUターンやIターン人口も見込める施策を講じていく必要があると考えております。

その施策といたしまして、今後においても高速交通網の要衝という本市の地の利を生かした工業団地の拡充と土地区画整理事業や土地開発公社による宅地供給を積極的に実施してまいりたいと考えております。

また、これら宅地供給施策の必要性は、年々核家族化が進んでいることから宅地需要は高くなる傾向にあり、必要と考えるものでございます。

このような考え方の中で、用途地域については、住居・工業系の拡大が必要であると考えております。

しかしながら、用途地域の拡大に当たって、農振農用地区への拡大を行うに際しては、現農業振興地域との調整を必要とし、また現在施行されております寒河江川下流地区国営かんがい排水事業の受益地との調整も必要であり、その関係機関と協議を現在進めているところでありますが、国営かん排事業頭首工工事を実施しているさなかであり、受益地除外については非常に難航している状況でございます。

そういう中で、現在考えている拡大エリアであります。主な地域としましては、横道地内の現在ヤマザワ寒河江プラザ店など県道元町高屋線の南側に商店・事業所等が立ち並んでいる地域を準工業地域に、また

同地域の土地開発公社が宅地分譲を計画している地域を住居系用途に、さらに中央工業団地の現在拡張している地域を工業専用地域に考えております。

そのほか、現用途地域に隣接する住宅地で住居系用途にふさわしくない工場・倉庫などの建築物の混在防止や、現に住宅建設等による宅地化が進行し、おおむね10年以内に市街地となる見込みのある区域として考えている本楯地内、さらに農振白地地域でミニ区画整理事業を考えている区域を拡大対象地域に考えているところでございます。

また、下釜地内の区画整理事業を計画している都市計画道路落衣島線東側の農振農用地については現在関係機関と協議中でありますので、国営かん排受益地でもあり非常に難航しております。

都市計画は、都市地域の総合的・一体的な土地利用計画であり、その土地利用への規制と誘導を図り、計画的な市街化と良好な市街化の形成を図るものでございます。都市計画の決定の過程においては、権利の制限を初め市民生活に密接なかかわりがあることでありますので、市民の方々の意向を十分反映されるよう説明会などを行い理解を深め、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、下釜地区の土地区画整理事業についてのお尋ねがございました。

まずは、区域でございます。この下釜地区土地区画整理事業の事業化については、仮称でございますけれども、都市計画道路落衣島線西側、いわゆる西側といえますのは市街地側でございますが、の用途地域内のエリアと東側一部も取り込み良好な新市街地形成と、内回り環状線の役割を持つ主要な幹線道路としての都市計画道路落衣島線の早期整備をもあわせ土地区画整理事業を立ち上げ進めてまいりたいと考えておるわけです。地区内の地権者の方々も区画整理事業に対する熱意も高く、ぜひとも実施してまいりたいと考えておるところでございます。

区域については、減歩率をできるだけ低く、また幹線道路を区域界とすることによる非効率性などを考慮し、都市計画道路落衣島線西側の用途地域内にとどまらず、東側の農業振興地域農用地に5区画の宅地を計画し、都市計画道路の西側12.5ヘクタール、東側に14.3ヘクタール、合わせて26.8ヘクタールを想定し進めてまいったところでございます。

土地区画整理事業をそのため立ち上げるには、都市計画道路東側の農業振興地域を住居系の用途地域に指定する必要があり、その準備作業として農業振興地域の除外に係る手続等について、これまで関係機関と協議を進めているところでありますが、この区域一帯が現在施行されております寒河江川下流地区国営かんがい排水事業の受益地になっており、その事業受益地から除外後に農業振興地域の除外手続となるため、特にこれらについて重点的に協議を進めてまいったところでございます。

これまでの協議経過によりますと、現在、国営かん排事業の着手以来、初めての主要工事計画等の変更を理由とする計画変更申請を国に提出中であり、今年度末にその承認がなされる予定になっていると聞いております。

したがって、国営かん排事業の計画変更が出されている現段階において、さらに受益地の除外の変更として協議することは、本市の土地利用上の計画性が問われること、また現在施行中にあり頭首工の構造上の変更や水利権等にも影響を来すことになるなど、現段階で国営かん排受益地除外は非常に難しい状況のようでございます。

今後関係機関と協議を続けてまいりますが、場合によりましては区画整理事業の早期着手、都市計画道路の早期整備などの事業促進を考えると、都市計画道路落衣島線西側の現用途区域内のみをエリアとすることも含め判断しなければならないと考えております。いずれにいたしましても、今後の関係機関との協議経過を踏まえ、地域地権者の方々とも相談してまいらなければならないと考えております。

次に、業務委託の進捗状況でございます。

昨年12月議会の補正予算で調査測量等の調査費 1,500万円の議決を得て現在着手しておるところであり

ますが、昨年度中の冬期間では現地測量は入れない時期であったため、平成12年度に一部を繰り越させていただいております。

これまでの進捗についてであります。委託内容としての土地及び権利調査、既存の用排水等の構造物や上下水道などの埋設状況の把握については既に終えておりますが、現地測量を残すのみとなっております。現地測量につきましては、水田の稲の刈り取りを待って、土地立ち入り等の説明をさせていただきながら実施していきたいと考えているところでございます。

次に、公共施設の設置についてでございます。

本市の市営住宅の実情を申し上げますと、御案内のように現在ひがし団地など5カ所、198戸を管理しております。市営住宅につきましては、住宅に困窮している方で比較的低所得の世帯というものを対象に低廉な家賃で賃貸することを趣旨としておりまして、昨年度末の年間入居率は96%と高く、また募集に対する応募数は2倍強になっております。

市営住宅への希望をする方の傾向といたしましては、ひがし団地及び高田団地には比較的若年層の世帯が入居し、西寒河江、西浦、高屋住宅には高齢者世帯が多く入居されている状況にございます。西寒河江住宅等の築後年数の長い住宅においては低所得の方が安い家賃で入居していただいております。西寒河江住宅のような住宅もまだまだ必要な状況であると考えているところでございます。

このようなことから、西寒河江住宅や西浦住宅については将来建てかえを考えなければなりません。当面は建てかえは考えていないところでございます。

また、新設につきましても、駅前開発や全市下水道事業等、優先すべき事業、重要事業を多く抱えている中で、財政的に見ましても当分の間は難しいものと思っております。したがって、下釜地区土地区画整理事業地内への市営住宅の新設については難しいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 どうもありがとうございました。

それでは、2問になりますけれども、最初に国土利用の土地利用計画の関係で今市長の方から話がありまして、農用地につきましては田畑でありますけれども、3,100ヘクタールになっておりまして103ヘクタールほど放棄地があるというような話を伺った中であります。さまざま農用地関係といいましても、耕作放棄地が年々歳々大きくなる一つの状況になっておる中でありますけれども、特に宅地につきまして当初の計画よりも21ヘクタールほど上回っておるということにつきましては非常に喜んでおる中であります。ただ、この913ヘクタール等につきましては税務関係の数字だと、このように理解しておりますけれども、今までの市長の寒河江市に定住する人をより多くというような方向での土地政策に誤りはなかったと、このように判断しておる中であります。

なお、今後つくりますところの計画につきましては、文化の継承とか、それから景観の形成とか、そういうものも含めて今後多様な利用区分を持った土地利用計画書を策定していくというようなお話、そして予算的にも持ちまして土地利用講演会も計画していくんだと、このような話がされた中でありますけれども、ひとつここで要望を申し上げたいと思っています。

特に寒河江市は標高的にも、先ほど言ったように海拔100メートルから葉山までいきますと850メートルほどの標高差の中にあるという一つの地域で、市街地もあれば中山間地もあるということでバラエティーに富んでいるわけです。そういう中から特に農地の耕作放棄地も多いという一つの現状を踏まえるときに、農業従事者それから中山間に住んでいる方、そして例えば醍醐地区のように伝統を守っていく必要があるような地域の方々、これらの御意見を特に聞いた中で、今までと違った計画書を出すということでありますので、そういうことも参考にしながらつくってもらいたいと、このように要望する中であります。

寒河江の都市計画マスタープランをつくって、県内ではまだ七つの市町村しかつくっていないと、その七つの市町村の中でも寒河江市は先に計画書をつくったという一つのことにもなっております。よって、都市計画マスタープラン等も十分考慮しながら策定すると思っておりますけれども、ひとつ都市計画マスタープランの上位計画、これにふさわしいような一つのものをつくってもらいたいと、このように希望する中であります。

次に、都市計画の変更であります。

先ほど市長から、現状は都市計画エリアは2,101ヘクタール、今後考えていこうとする区域を3,000ヘクタールぐらい拡大して約5,000ヘクタールほどに持っていきたいと、このような話がされた中であります。

実は、現在の都市計画区域を図面とそれから現場に行って照らし合わせますと、非常に何でこういうところが都市計画区域になっていないのかなという箇所が、私でもわかるくらいあるわけです。例えばチェリーランド、そして村山橋付近、あの辺も今現在都市計画区域には入っていない。今チェリークア・パークそして工業団地は事業進行中ですので、これはしょうがないと思っておりますけれども、どうもチェリーランドそれから村山橋付近のエリア等につきまして、さらに従来の昔の市町村、合併の境あたりが入っていなかったということで、それらも不自然に思う箇所が多々あった中であります。

都市計画区域を拡大すれば、市の方でもさまざまな課題も背負うと思っています。よって、今後14年1月に都市計画の審議会を開催すると、このような話でありますけれども、ひとつ今後当局におきましても都市計画エリアにふさわしいような一つの公共施設の整備等もあわせて進行されますようお願いを申し上げます。

なお、先ほど市長から都市計画審議会ということで平成14年の1月ごろに開催したいと、このような話がされた中であります。今年度の12年3月の定例議会の中で条例改正、これらがなされた中であります。平成12年3月28日改正で制定は4月1日ということで、特に3条の(3)、従来までですと市の職員ということが、

今度は行政関係機関そして住民の代表ということで数字的には変わりはありませんけれども、2名以内と、このように変わった中でありまして。非常に地方分権の中で都市計画審議会の審議も今までは審議ということであった中でありましてけれども、今回からは調査審議というように変わったようでありまして。私は、どうせ改正するならば、関係行政機関の職員というよりだったら住民の代表2名の方が私は地方分権らしい、一つの条例改正ではなかったかと、このように思っております。

しかしながら、さまざまその辺はいろんな各行政機関との絡みもあるということで、それぐらいはしようがないのかなと思っておりますけれども、その中で第4条の方に臨時委員を設けることができると、このようになっております。私も臨時委員につきましてはまだまだ不勉強でわかりませんが、例えば3条の住民の代表にしたり、そして臨時委員にしたり、できる限り若い人、今後寒河江市をしょって立つような若い人をひとつ審議会の委員の方にしてもらいたいものだなと、このように考えております。

そして、臨時委員の方も住民の意向を反映する一つの審議会でありまして、臨時委員あたりもできる限り市長が任命することができると、このようになっておりますので、その辺もひとつ考えてもらえればなと、このように思っております。

次に、用途地域の変更であります。

10年の3月の議会の中で、これらに関することを市長に質問した経過があります。一つ確認させていただきましても、先ほど市長の用途地域の変更関係で、今後変更していく箇所を申された経過があります。10年の3月議会ですらにそのような質問を私がした中で、新市街地の主な開発可能地としては寒河江、西根地区では道路網の内環状線としての役割を担う都市計画道路の落衣島線の沿線と木の下、下釜、谷地田内、それから南部地区におきましては都市計画道路沿線の月越、古河江、茨江、北江地内を設定して約100ヘクタールを今後見込んでいるんだと。そして、これらの開発可能地域につきましては、現在用途地域に線引きをしている地域の空地率も見きわめながら、農業サイドの計画と調整を図って段階的に用途地域の拡大を図っていくと。そして、用途地域外の地域につきましても、今後における宅地開発につきましては都市計画区域であるか否かを問わず、需要者のニーズに即応しまして、地域の発展それから地域住民の定着が促進されるよう、宅地供給を種々の事業の検討を重ねてやっていくんだと、このような答弁をしております。

先ほどの市長の用途地域の変更で大体その辺かなと思っておりますけれども、その辺ひとつ、10年の3月でありますので大分前のことでもありますから、そうそう記憶にないと思っておりますけれども、大体大まかにそのような考え方だということであれば結構だと思いますけれども、その辺ひとつ確認させてもらいたいと思っております。

そして、西根下釜地内の区画整理事業関係でありますけれども、ひとつ確かに農振の除外そして国営かん排水の事業との絡みということで、市長もそして職員もいろんな部分で県とかそれから国とか意見を調整しながら前向きに協議なさっていること、私もわかっています。先ほど市長から、何ともしようがなければ計画道路の西側の12.5ということやらざるを得ないのかなというような後ろ向きの話も出たようでありましてけれども、私は東側を一体的にやることによって、旧寒河江全体の開発発展、そして今後道路計画されまるところの下釜山岸線、これらには連動する一つの住宅エリアに私はなってくる、そしていろんな角度から考えてみますと、寒小学区の拡大そして西根学区の拡大にもつながっていくということで学校の経営にも関与する部分もあると思っておりますので、ひとつ今までの努力にさらに輪をかけてもらって、東側、今回県の方に重要事業として上げておりますところの26.8ヘクタールの計画で、いろんな機関そして団体と意見調整をしようように強くお願いする中でありまして。

公共施設の関係で、この質問は今回で2回目なんです。前にもひとつ、西根下釜の宅地造成、これらがなかった場合はひとつその方向に公共施設、例えば具体的に言うと住宅施設を、ひとつ市営住宅をつくってもら

いたいと、このように申し上げたことがあるんです。そのときも今回と同じような答えであった中でありますけれども、ひとつ今回、8月の申し込みも高田一つ、ひがし二つということで三つに対しまして2けた台の申込者が来ているという実態です。特に4月の申し込みなんかは非常に倍率が高いということも聞いております。

今、年齢的に見てみますと、今の20代の男女そして75歳ぐらいの男女、大体同じ人数ぐらいになっておるようです。25歳の男女の人数とそれから75歳ぐらいの男女の人数が大体同じで、大体500名ぐらいの人数ということで、非常に子供も少ない中であります。子供を産ませるためには、なるべく早く結婚させた方がいいと。そして、それをするためには住宅設備が完備していれば、なるべく早く結婚するであろうと、単純な一つの考え方で、ひとつ寒河江市民をふやす一つの方法にも私はつながると、こう思っていますので、ひとつ後ろ向きの御意見でなく、ひとつその辺も考えて検討してみたいと、このようなお答えを願えれば幸いです。

2問、終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時07分

再 開 午後3時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 御質問の中で、なお再度要望も含めてお話がありましたのが3点かなと申し上げたいと思います。

一つには、用途地域の見直しの区域がどこなんだと、こういうことじゃないかと思います。

これは先ほど答弁したところございまして、横道のヤマザワ店の南側ございまして、南側の今の商店街についているところは、これは準工と。その後ろの方といいますか、そのさらに南側の方は今うちの開発公社の方で住宅団地の分譲住宅を計画しておるわけございまして、その辺は住居地域と、こういうふうになろうかと思います。

それから、もう一つには工業団地でまだ用途地域に染まっていないところがございまして、現在の工業団地の最も西の方でございまして、そこがまずは工業地域に染めなくてはならないだろうと、こう思っております。そういうところと、地域的には飛んでおるといいますか、ところがあるかと思えます。本楯地内が一つございまして、本楯地内はほとんど染まっていないのでございまして、その辺が一つございまして、それからミニ区画整理事業というようなものを考えていらっしゃるような区域でございまして、これはまだ熟度は低いんでございすけれども、南部の方の白山神社の北側の方と、こういうようなところが一応考えられるんじゃないかなと、こう思っております。それが用途地域の問題でございす。

その次が下釜・木の下土地区画整理事業の区域をどこまでやるかと、こういうことございまして、御希望といたしましては、御案内のように26.8ヘクタールというものを何とかしてほしいということで進んでおるわけございすけれども、大変、国営かん排事業との絡みで難しいということが現在の状況でございまして、先ほど申し上げたとおりでございまして、と申しますのは、再度申し上げますけれども、かん排事業におきましては今計画変更中ございまして、計画変更中のさなかに、まだ途中で申請書が上っている段階で、追っかけ区画整理地指定、農振地域を外せということは大変な至難のわざでございす。

私も国営かん排の会長でございすし、そしてまた、こちらの方も当事者の市長なわけございまして、同じ二枚看板を持っている人間が、こういうことというのは同じまた農林省なわけございすから大変厳しい中ではございすけれども、将来の寒河江市の東部地域の発展やら、あるいは地権者のことということを考えるならば何とかしたいと、こういうことでさらに協議を進めてまいろうと、こう思っておりますけれども、そうしますと、いつごろまでかとか、あるいは将来とも見込みがあるのかなと、こういうことになろうかと思っておりますけれども、そういうときには12.5というようなことなのか、あるいは落衣島線の方をちょっとだけ東側に入るとか、何かその辺は打つ手はないかなと、こう思っておりますし、それにしましても地域の方々のいわゆる区画整理事業に対しての盛り上がり・熟度というものが、これが必要なわけであろうかと、このように思っておりますので、もう少し現在進めているところの国営かん排の協議というものをしながら、いろいろ対応していかなくてはならないと、こう思っております。

それから、もう1点は特に御要望がございました公共施設、市営住宅のことであろうかと思っておりますけれども、これはいろいろ事情を先ほど1問で答えさせてもらいましたけれども、現状から申し上げましたならば、非常に新設ということにつきましては厳しいと、こういうことを繰り返さざるを得ないと、このように思っております。

以上、3点についてお答え申し上げます。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 2問目でしたつもりであったんですけれども、都市計画審議会の中で4条の臨時委員、そして3条の(3)の市民の代表ということで、市民の代表につきましてはひとつ若い方をという一つの要望、そして臨時委員につきましても、できる限り市長が任命することができる、このように条例化しておりますので、確かに幅広く市民の声を聞くような事業も考えておると思いますけれども、審議会のメンバーの方に今言ったような住民代表として若い方、さらには臨時委員としましても例えば住民代表が男性を出せば、女性の臨時委員として、その審議に参加をしてもらって審議してもらおうと、このような方法もひとつどうかということで質問したつもりでありますけれども、その辺ひとつお答え願えれば幸いですと思っております。

なお、西根下釜地内の区画整理事業等でありますけれども、非常に難しい課題、国営かん排水事業を受け入れする際に、当議会でもいろんな意見が出された経過があります。その際にも、寺山地区なんかもひとつ何とかならないのかなんていうことも議会の方に上がってき、それらもいろんな角度の中で慎重審議して、まず将来の大計を踏まえるという一つの視点から国営かん排水事業を取り入れて、今後の農業振興そして寒河江市のまちづくり、これらを図っていくということで議会でも可決した中で進められた経過も私も了解をしております。

そのくらい大変なこともわかりますけれども、ひとつその辺は寒河江市長佐藤誠六ということで、全国に名立たる名市長でありますので、その辺今後とも地域住民の負託にこたえられるような一つの取り組みをお願いし、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 審議会の委員のことにつきましては、担当課長の方から申し上げます。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 都計審の臨時委員の選任についての御質問がありましたけれども、都市計画を決定しなければならない都市施設、幾つかあるわけでございます。一般的には道路とか公園とか河川とかというようなことになっておりますけれども、そのほかの都市施設といたしましては例えば市場とか運輸施設とか、それからガスの供給施設とかごみ焼却場とか、いろんなものがあります。ですから、そういう特殊な、道路とか公園とか河川以外の特殊な都市計画を決定しなければならなくなったときに、そういう専門知識を持っている方を臨時委員として任命することができるというふうなことで設けられているというふうなことでなっております。

ですから、このたびの都市計画区域の拡大というようなものは一般的な審議の中に入るものでございますので、臨時委員までは今のところは担当課としては考えていないというふうなところでございます。

## 鈴木賢也議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番について、8番鈴木賢也議員。

〔8番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 緑政会の一員としまして、通告番号8番、農業問題、農業用水に係る経費の一部負担の支援についてお伺いいたします。

寒河江市を流れる堰は高松堰、二ノ堰、最上堰、大堰、新堰などがありますが、堰は今まで先人の並々ならぬ努力によってつくられたものであります。古くは松川の菊地藤五郎氏の堰づくりは有名な話であります。

堰の用途は田畑のかんがい用水、日常生活に密着した生活用水としての役割を担ってきました。昭和に入り、堰の多くは生活排水路化したものやごみ捨て場となって放置されたものもあります。

当市は、花と緑とせせらぎのまちの推進とともに、土地改良区により米の良質米生産によい水を供給するための努力が続けられています。いずれも、こうした堰の持つ環境や景観保全機能を見直し維持増進していくという顕著な取り組みがなされております。

過般、山形新聞に日本の水事情という特集がありました。その見出しに「懸念される環境悪化 水辺の暮らし遠ざかる 水文化の見直しについて」の記事が載っておりました。記事の内容と水事業はたった3行の見出しではありますが、すべてを語り尽くしております。

当然のことながら、水なしの生活はできません。しかし、水は空気と同じで、日常生活で余りにも無意識になっているのであります。

しかし、日本は豊かな水に恵まれた国と言われます。年間の降水量は1,740ミリで、世界平均のほぼ2倍になります。また、国土面積が小さいために、1人当たりの年降水量は5,150立方メートルで、世界平均の4分の1程度であります。国土が狭いため、日本の川はいずれも流れが速く、急速に海に達します。このため、日本では豊かな森や水田、ため池などを利用して、限られた資源を巧みに使ってきました。

たが、大規模開発、工場排水、家庭排水などの汚濁によるインポイント汚染などのため、河川の汚れが進み、虫や魚を追って遊ぶ子供たちも少なくなってまいりました。

家庭排水のような不特定多数の汚染源対策を進めなければ、これ以上の改善は望めない状況にあります。決して豊富でない水をうまくやりくりして、もう一度水文化を見直し、住民で考えていくことが必要であります。このことについては、伊藤忠男議員が6月の議会の一般質問で子供たちに魚とり体験や水に親しむ勉強の大切なことを強調しております。

寒河江市の農業は複合農業で、稲作や果樹が主体であります。農家が水田を耕し、土地改良区が水を守っていますが、茶わん1杯分の米をつくるにはどれほどの水が必要か、県の農林水産部の資料によりますと、10アール当たりの水田で米をつくるには2,700トンの水が必要と言われております。茶わん1杯分では326リットルが必要です。2リットル入りのペットボトルで計算すれば163本であります。このように、米をつくるには膨大な水が必要であり、今さらながら堰の重要性が認識されるところであります。

一方、このような堰を維持し守っている農家と水田が減少傾向にあります。また、堰を維持するための経費が膨大となっております。実際に、農家が負担する経費の事例を見ますと、水田10アール当たり二ノ堰で6,800円、高松堰で7,200円、中郷で8,800円、白岩4,000円、その他用排水路工事負担分では柴橋であります。1万円となっております。水利経費は膨大であり、実際の米づくりが行われているのであります。

このような水利実態の中で、市民に幾ばくかの安らぎと活力をも与えております。この実態から、私たち市民は利水の恩恵を受けていることを忘れてはなりません。また、集落農業の維持や水環境の改善が一層重要となっております。

このため、利水経費は受益者負担を原則としますが、農業以外の面については市民の経費支援も緊要であると考えるところであります。神奈川県では水環境税の創設に着手することを表明し、水道料金に上乗せして徴収する案が浮かび上がり、住民の理解を得たいということでもあります。

当市の農業用水に係る経費負担の一部支援についての執行部御当局の見解をお伺いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

農業水利施設は長い歴史の中で構築されてきたものでございまして、その管理というものは御案内のように土地改良区や管理組合、さらには地域の共同作業・共同管理で行われ、集落形成の要因ともなってきたものであります。

また、農業用水というものは、御指摘のように食糧生産に欠くことのできない重要な資源であることはもとより、生活用水や防火用水、それから消・流雪用水などの地域用水としても大きな役割を果たしてきております。地域社会にとってはなくてはならないところの機能を持っているものでございます。

しかし、近年、農地の利用集積や農家の高齢化によりまして、共同賦役による農業用水の管理が困難になりつつあります。また、生活様式の変化などによる家庭雑排水の流入などで水質の悪化が心配されるなど、農家負担だけで管理することは難しくなってきているのは御指摘のとおりでございます。

農業生産のための水利施設に要するところの負担は受益者である農家が担うのは当然ではございますが、今申し上げましたように、生活用水や防火用水、消・流雪用水などの地域用水に相当する部分については地域で負担すべきものと考えてきたところでございます。

このことから、本市では生活雑排水等の流入による悪臭や衛生害虫の発生を防止し、生活環境の保全と環境美化を図るためとして、昭和62年度から寒河江土地改良区が管理する農業用水路、この農業用水路では二ノ堰、北堰、守川堰、家浦堰、土高堰、赤田堰でございますけれども、その通年通水費としまして年間 110万円を負担するというようにしておりますし、平成元年からは汚泥や土砂の堆積、それに流れが停滞することによる悪臭と衛生害虫の発生等を未然に防止し、排水路の適正な管理を行うためといたしまして農業用排水路、いわゆるこの農業排水路関係では内川、三度川、茨江堰、赤沼堰、川久保堰、横道堰、古河江堰、横井川が入っておりますが、この排水路の堆積物処理費といたしまして年間 130万円を負担してきたところでございます。

このように、本市におきましては、農業用水利施設の多面的機能にいち早く着目し対応してきたところでありますが、このほど国においても、その重要性にかんがみ、今年度から新たに国営造成施設管理体制整備促進事業、いわゆる管理体制整備型を創設いたしまして、そういった事業費の一部を負担することになったところでございます。

このため、本市におきましては、先ほど申し上げました本市独自で実施してきましたところの多面的機能維持等に対するところの経費をこの新規事業に切りかえ、内容を拡大充実いたしまして、水利施設の環境・安全に配慮した管理と多面的機能の発揮に対応した管理がさらに推進されるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはり米の生産調整やら米の減収、また農産物の価格の低迷などで、やはり山形県平均で農業所得が12.5%も低くなっているという、低所得になっているわけでございます。やはり厳しい農家の方の状況でございます。その厳しい状況の中でも、今度、畑地かんがいの負担もございまして、白岩あたりでは2,800円、中郷では2,120円という畑地の負担もあります。また、堰の維持管理をするには、やっぱり二ノ堰の畑地のかんがいも負担していただかないという計画と、平野山の方の樹園地のかんがいも計画なっております。やはり、そういうふういろいろな負担が参りますと、やはり畑地の耕作放棄地がふえてきますと、またまた農家の方に大変な負担がふえてくるということでございます。

そういう状況の中でありまして、やはり農家以外の方は、こういうふうに貴重な、農家の方が負担している水であるということを市民の方が知っていないという、知っている人がわずかでないかなと思っております。やはり、庭木に水をかけるとか、除雪のときに堰を利用するというときに、私たち議員にも水がなして来ないんだとか、こんなただの水とか、もっと水を多く流してくれとか、そういうふうに言われております。

やはり、農家が負担している貴重な水ということを市民の方みんなにわかっていただきまして、心からこれは大切な水だな、これはありがたい水だなということをわかっていただいて、市民の方から心から支援をいただくには、きょうあすではできないと思いますので、やはり機会あるごとに市の広報やらいろいろなもので啓蒙普及を常にしていただきまして、せせらぎを、こういう大切な水だということを市民の皆様から、随時啓蒙普及をしていただきまして、心から私たちも支援をして一部負担でもしなければなという心が起きてくれば一番でありますので、この辺をこれから当局の方でしていただきまして、そしてみんなから寒河江の水はこういう水だということを知っていただくようお願いしたいと思います。

終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御指摘のように、先ほども答弁申し上げましたけれども、農業用水も本当に生活用水の方に一般市民が生かしてといますか使っているような現状になっておるといえると思います。そうすることで、全国の方に先駆けて、土地改良区の方にも先ほど申し上げたような金額を助成させていただいておるわけでございますけれども、何といたしましてもせせらぎのまちを宣言した寒河江でございますから、このきれいな水がいつも流れておるようにということを願いながら、市民そしてまた管理者でございますところの土地改良区等々と連携をしながら、きれいな水がいつも流れておるような状況にしていまなくてはならないと思っておるわけでございます。御指摘のように農家も非常に苦しい立場にありますし、どんどん農家から外れていくという方もいるわけでございます。そうしますと、農家の1人当たりの負担というものも大きくなっていくということもございますので、そういうようなこと等を勘案しながら、これまで生活用水ということに使われておるんだというようなことに着目しまして市におきましても支出しておったところでございますけれども、十分議員の趣旨を踏まえて今後とも見つめてまいりたいと、かように思っておるところでございます。

以上です。

散 会 午後3時50分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。